

日 薬 業 発 第 2 号
令 和 8 年 4 月 1 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 荻野 構一

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について（オンライン診療関係）

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について厚生労働省医政局総務課より、別添1のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号。以下「改正法」）により、これまで医事法制上の解釈運用により実施されてきたオンライン診療について、医療法に総体的な規定が設けられるとともに、当該施設の設置者が業としてオンライン診療を患者が受ける場所として提供する施設（オンライン診療受診施設）が位置付けられたこと等に関しましては、令和7年12月24日付け日薬業発第364号にてご案内のとおりです。

今般の連絡は、改正法の一部施行に伴い、医療法施行令、医療法施行規則等に所要の改正が行われたことに関するもので、オンライン診療受診施設に関する要件・手続き等の詳細が定められたほか、従前の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（オンライン診療指針）に関し、遵守事項を省令に引き上げることで、違反に対して都道府県知事等が是正命令等を行うことが可能となりました。

また、本件に関連して、「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」（令和6年1月16日付け医政発0116第2号厚生労働省医政局総務課長通知）、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年6月20日付け医発第554号厚生省医務局長通知）及び「医療機関外の場所で行う健康診断の取り扱いについて」（平成7年11月29日付け健政発第927号厚生省健康政策局長通知）についても所要の改正が行われました（別添2、別添3）。

会務ご多用のところ誠に恐縮ですが内容につきご了知の上、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>

1. 医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について（オンライン診療関係）
（周知依頼）（令和8年3月27日付．厚生労働省医政局総務課事務連絡）
2. 「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」の

一部改正等について（周知依頼）（令和8年3月27日付．厚生労働省医政局総務課事務連絡）

3. 「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」及び「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」の改正について（周知依頼）（令和8年3月27日付．厚生労働省医政局総務課事務連絡）

事務連絡
令和8年3月27日

別記団体 御中

厚生労働省医政局総務課

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について
(オンライン診療関係) (周知依頼)

標記について、別添のとおり、各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長宛てに通知を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 0327 第 5 号
令和 8 年 3 月 27 日

都道府県知事
各 保健所設置市長 殿
特 別 区 長

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について（オンライン診療関係）

医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 12 月 12 日に公布され、改正法のうち医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）の一部改正（オンライン診療関係）については、令和 8 年 4 月 1 日付けで施行することとされている。

これに伴い、今般、医療法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 66 号。以下「改正政令」という。）、医療法施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 46 号。以下「改正省令」という。）、医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 115 号。以下「改正告示」という。）がそれぞれ令和 8 年 3 月 27 日に公布され、いずれも令和 8 年 4 月 1 日付けで施行・適用することとされている。

これらの改正の趣旨及び運用の詳細等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内の関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

2040 年以降を見据えたこれからの医療提供体制については、高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据えたものとする必要があり、特に、オンライン診療は、医療資源が少ない地域をはじめ、医療アクセスの確保に有用であるため、適切な実施と推進を図ることが重要である。

これまでオンライン診療については、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成 30 年 3 月 30 日付け医政発 0330 第 46 号厚生労働省医政局長通知別紙。以下「オンライン診療指針」という。）等の法令の解釈運用により、その実施を図ってきたが、改正法では、

① 医療法上の医療提供施設の一つとして、患者がオンライン診療を受ける施設である「オンライン診療受診施設」を位置づけ、診療所と比較して簡素な要件・手続等のもとの整

備を可能とすること

- ② オンライン診療指針の内容を省令に引き上げることで、違反に対しては都道府県知事等（保健所設置市長・区長を含む。）の是正命令等を可能とすること等を内容とする改正を行い、オンライン診療の適切な実施と推進を図ることとしている。

第2 改正の主な内容

1 オンライン診療について

「オンライン診療」とは、医師又は歯科医師の使用に係る電子計算機と患者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で電子情報処理組織を使用し、映像及び音声の送受信により、医師又は歯科医師及び遠隔の地にある患者が相手の状態を相互に認識しながら通話することが可能な方法による診療をいう（改正法第1条による改正後の医療法（以下「新法」という。）第2条の2第1項）。

2 オンライン診療受診施設について

「オンライン診療受診施設」とは、当該施設の設置者が、業として、オンライン診療を行う医師又は歯科医師の勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に対して、その行うオンライン診療を患者が受ける場所として提供する施設をいう（新法第2条の2第2項）。

オンライン診療受診施設は、特に医療資源が少ない地域において、医療アクセスの向上に資するものであり、例えば、へき地等において、住民にとって身近な郵便局や公民館などを活用して設置されることが期待される。

なお、これまで、公衆又は特定多数人の患者に対するオンライン診療について、患者がオンライン診療を受ける場所において、診療所又は病院の開設が行われ、当該診療所等が確保した管理者（医師又は歯科医師）による監督及び管理・運営のもとで、医師又は歯科医師がオンライン診療を行う必要があったが、改正法の施行後は、当該場所がオンライン診療受診施設である場合であって、医師又は歯科医師が当該場所でオンライン診療のみを行う場合は、診療所等の開設がなくとも、当該医師又は歯科医師及びその勤務する診療所等の責任のもとで、オンライン診療を行うことが可能になる。

また、オンライン診療は、患者の居宅や特別養護老人ホーム等において受けることが可能であるが、このほかに、個々の患者の日常生活等の事情を踏まえ、居宅と同様、療養生活を営む場所として、患者が長時間にわたり滞在する場合にも、当該場所での受診が認められる。一方で、当該場所で、業としてオンライン診療が行われる場合には、少なくともオンライン診療受診施設としての設置の届出を行うものとする。

3 オンライン診療を行う医療機関の届出について

病院又は診療所の開設の許可を受けた者が、病院又は診療所を開設したときは10日以内

に所在地の都道府県知事等に届け出なければならない事項に、「その勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療を行うときはその旨」を追加する（改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「新規則」という。）第 3 条第 1 項第 5 号）。また、届け出た事項に変更を生じたときも、10 日以内に届け出なければならないものとする（同条第 2 項）。

同様に、診療所を開設した臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師が、法第 8 条第 1 項の規定により都道府県知事等に届け出なければならない事項及び変更時に届け出なければならない事項にも、「その勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療を行うときはその旨」を追加する（新規則第 4 条第 3 号及び医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 4 条第 3 項）。

ただし、いずれの場合にあっても、令和 8 年 4 月 1 日時点で現にその勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療を行っている病院又は診療所の開設者については、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、変更の届出を要しない事項とする（改正省令附則第 3 条）。そのため、当該変更の届出は、原則毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間で都道府県が設定する期間に G-MIS を使用して行うこととされている医療機能情報提供制度における定期報告（※）と同時期に行うことが考えられる。

※ オンライン診療に関しては、「オンライン診療の実施の有無及びその内容」が報告事項

4 オンライン診療受診施設の設置に係る届出等について

（1）設置に係る届出等

オンライン診療受診施設の設置者は、設置後 10 日以内に、オンライン診療受診施設の所在地の都道府県知事等に届け出なければならないものとする（新法第 8 条第 2 項）。また、届け出た事項に変更を生じたときは、10 日以内に、所在地の都道府県知事等に届け出なければならないものとする（改正政令による改正後の医療法施行令第 4 条第 4 項）。

これらの規定に基づき届け出なければならない事項は、以下のとおりである（新規則第 5 条の 2）。

【届出事項】

- ・ 設置者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）（※）
- ・ 名称（※）
- ・ 設置の場所（※）
- ・ 敷地の面積及び平面図
- ・ 建物の構造概要及び平面図
- ・ 設置者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例
- ・ 設置の年月日

また、オンライン診療受診施設の設置者は、正当の理由がないのに、そのオンライン診療受診施設を 1 年を超えて休止してはならず、休止又は再開したときは、10 日以内に、都道府

県知事等に届け出なければならないものとする（新法第8条の2第1項・第2項）。

加えて、オンライン診療受診施設の設置者が、そのオンライン診療受診施設を廃止したときは、10日以内に、都道府県知事等に届け出なければならないものとする（同法第9条第1項）。

更に、オンライン診療受診施設の設置者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡又は失踪の届出義務者は、10日以内に、その旨をその所在地の都道府県知事等に届け出なければならないものとする。（同条第2項）

なお、これらに違反した者は、20万円以下の罰金の対象となる（法第89条第1号）。

これらの届出の標準様式は別添2の様式例1から4までのとおりであるため、都道府県等においては、これを活用されたい。

また、保健所設置市長・区長は、毎年10月31日までに、その年の10月1日現在における所定の事項（上記届出事項のうち（*）が付された事項）を記載した書面を都道府県知事に通知しなければならないものとする（新法第25条の2、新省令第22条の5第3項）。

（2）設置者等

オンライン診療受診施設は、個人又は法人が設置することが可能であり、設置者について、医療従事者であること等の要件は設定していない。

また、設置者や法人が定めた管理・運営責任者は、オンライン診療受診施設に常駐・専任であることを要しないが、遠隔で当該施設を管理等する場合も含め、通信機器の不具合や患者急変時等に、患者やオンライン診療を行う医師又は歯科医師、病院又は診療所、都道府県等が連絡できる連絡先を提示し、速やかに対応できる体制を確保することが求められる。

（3）その他

届出等を受け付けた都道府県知事等は、当該オンライン診療受診施設に関して、実地検査を行うことを要しない。一方で、当該施設の設置者については、オンライン診療基準において遵守すべき基準が定められているほか、公表を行う必要がある（いずれも後述）、これらを遵守して当該施設を管理等している旨を、設置後1か月以内を目途に、都道府県知事等に対し、記入した別添3のオンライン診療受診施設向けの「チェックリスト」により提出すること。

また、オンライン診療受診施設の設置者は、当該施設においてオンライン診療を提供する医療機関と協定・契約を結ぶことが考えられる。その場合、当該設置者は、患者の選択に資するため、当該医療機関（連携医療機関。複数ある場合は複数。）の名称等を、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により、公表するものとする。

また、オンライン診療受診施設の設置者は、医療計画の達成の推進に資するため、医療連携体制の構築のために必要な協力をするよう努めるものとされ（新法第30条の7第1項）、

また、都道府県は、医療計画を作成し、又は医療計画に基づく事業を実施するために必要があると認めるときは、オンライン診療受診施設の設置者に対し、必要な情報の提供を求めることができる（同法第30条の5）などとされていることに留意されたい。

5 広告規制等について

（1）医療広告

改正法においては、医療広告（医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告）における広告可能事項に、「その勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療受診施設を利用してオンライン診療を行う病院又は診療所にあつては、当該オンライン診療を行う旨及び当該オンライン診療の内容に関する事項」を追加している（新法第6条の5第3項第15号）。また、オンライン診療基準（後述）の遵守に必要な事項を広告可能事項に追加したほか、オンライン診療受診施設等も、オンライン診療を行う医療機関について広告可能事項を広告できることを明確化した（同項第16号、改正告示による改正後の医療法第6条の5第3項及び第6条の7第3項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第4条第1項第20号及び第2項）。

（2）オンライン診療受診施設に関する広告等

オンライン診療受診施設は、患者がオンライン診療を受ける「場所」を提供するものであり、サービスに関する不当な表示は、一般に、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）により禁止される。

もっとも、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護等を図ることを目的（法第1条）としている法においては、オンライン診療受診施設が医療を提供するものではない点について、患者が誤認しないようにする必要がある。そのため、オンライン診療受診施設に関しては、当該施設が医療を提供するものではない旨を、医療を受ける者が理解できる方法により明示した上で、医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない事項を広告できるものとした（新法第6条の7の2、新省令第1条の10の2）。

なお、都道府県知事等は、オンライン診療受診施設に関するものも含め広告が、これらの広告規制に違反しているおそれがあると認めるときは、当該広告をした者に対し必要な報告を命じること等ができる（新法第6条の8第1項）ほか、これらの広告規制に違反していると認める場合には、当該広告をした者に対し、期限を定めて、当該広告の中止又は内容の是正を命ずることができ（同条第2項）、当該命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金の対象となる（法第87条第1号）。

また、オンライン診療受診施設でないものは、これにオンライン診療受診施設その他オンライン診療受診施設に紛らわしい名称を付けてはならないものとする（新法第3条第4項）。

なお、これに違反した者は、20万円以下の罰金の対象となる（法第89条第1号）。

これらの広告規制及びオンライン診療受診施設に関する類似名称使用に関する詳細については、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告等ガイドライン）」（平成30年5月8日付け医政発0508第1号厚生労働省政局長通知別紙3）及び「医療広告ガイドラインに関するQ&A」（平成30年8月10日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡別添）を参照されたい。

（参考）厚生労働省 HP：医療法における病院等の広告規制について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokokukisei/index.html

6 オンライン診療基準、オンライン診療指針等について

（1）総論

これまでオンライン診療については、オンライン診療指針等の法令の解釈運用により、その実施を図ってきた。オンライン診療指針における対応については、これまで研究班（※）において議論を行ってきたところであり、改正法の施行、適切なオンライン診療の普及に向けた対応、規制改革の観点における指摘、情報セキュリティ等の取り巻く環境の変化への対応を踏まえ、今般、見直しを行う。

（※）オンライン診療の適切な実施に関する研究（令和6年度～令和8年度：厚生労働行政推進調査事業費補助金 健康安全確保総合研究分野 地域医療基盤開発推進研究）

一方で、改正法においては、厚生労働大臣は、厚生労働省令で、①オンライン診療を行う病院又は診療所の施設・設備及び人員、②患者がオンライン診療を受ける場所、③患者に対する説明、④患者急変時の体制確保、⑤その他に関する事項について、オンライン診療の適切な実施に関する基準（以下「オンライン診療基準」という。）を定めなければならないものとされ、また、オンライン診療は、当該基準に従って行われなければならないものとされた（新法第14条の3）。

これを踏まえ、今般、オンライン診療基準は、オンライン診療指針の「最低限遵守する事項」を基本として規定するものとする（新省令第9条の6の3から第9条の6の19まで）。

オンライン診療基準の施行に当たっては、オンライン診療指針や「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関するQ&Aについて」（平成30年12月26日付け医政医発1226第3号厚生労働省医政局医事課長通知別添）を参照されたい。

また、これまでオンライン診療を適切に推進するため、「オンライン診療の利用手順を示した手引書等について」（令和6年3月29日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）において、チェックリストを示してきたが、オンライン診療基準を定めたこと、オンライン診療受

診施設が創設されたこと等を踏まえ、別添3のとおり見直しを行ったため、活用されたい。

(2) 補足1 : D to P with N

これまでのオンライン診療指針に基づく取扱いを踏まえ、オンライン診療基準では、オンライン診療を行う医師は、医師と同一の医療機関又は訪問看護指示書等の交付を受けた訪問看護ステーション等に勤務する看護師等に対して、診療計画や訪問看護指示書等に基づき予測された範囲内において、一般に診療の補助を行わせることが可能であるとする（新省令第9条の6の12第1項）。また、看護師等は、療養上の世話をを行うことができる。

なお、オンライン診療受診施設における診療の補助の実施については、整理すべき事項があるため、国において今後検討して、下記も含めた必要な留意事項を周知していく。

【必要な留意事項の例】

- ・ 診療の補助に伴い生じる医療廃棄物の処理や、看護師等に持込み・使用等させる場合の医療機器の安全管理等は、医療機関又は訪問看護ステーション等が行う必要がある。
（※）オンライン診療受診施設から排出される感染性廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物である。
- ・ また、オンライン診療受診施設に医療機器を設置して利用する場合も、医療機関又は訪問看護ステーション等は、当該機器が適切に管理されていることを、オンライン診療受診施設の設置者を通じるなどして定期的に確認し、その旨を文書で記録することが求められる。
- ・ その上で、オンライン診療受診施設で実施する採血、注射、エコー検査などの診療の補助には、衛生保持、検査精度等の観点で検討すべき課題があるため、今後国としてガイドライン等を整備することを検討することとしている。

(3) 補足2 : オンライン診療受診施設に関する基準

オンライン診療受診施設の設置者は、当該施設が①清潔・安全であり、かつ、②外部から隔離された空間であること（プライバシー）を確保するための措置に加え、③当該施設においてオンライン診療に用いられるシステムの情報セキュリティの確保等に係る措置を講じなければならない（新省令第9条の6の17第1項）。

また、オンライン診療受診施設の設置者が法人である場合は、当該設置者は、当該施設の管理・運営責任者を置くものとする（同条第2項）。

(4) 補足3 : オンライン診療受診施設でオンライン診療を行った旨の記録

患者がオンライン診療を受ける場所は、①清潔・安全であり、かつ、②外部から隔離された空間であること（プライバシー）が必要である（新省令第9条の6の16）。医師又は歯科医師は、オンライン診療の実施に当たり、患者の所在場所がこれらを満たした環境であることを確認する必要があるが、病院又は診療所と協定・契約を結んだオンライン診療受診施設であれば、当該病院又は診療所の管理者がこれらを満たした環境であることを確認している

(後述)。

そのため、オンライン診療を行う医師又は歯科医師としては、患者の所在場所が、病院又は診療所と協定・契約を結んだオンライン診療受診施設であることを確認すれば足りるものであり、具体的には、当該施設を診療録に記録するなど適切な方法で記録することが望ましい。

7 オンライン診療受診施設の公表／医療機関の管理者の措置について

(1) オンライン診療受診施設の公表

オンライン診療受診施設の設置者は、当該施設がオンライン診療基準に適合していること等の公表を行うこととされており(新法第14条の5)、これを通じて、医療機関が適切な施設を選択して、適切にオンライン診療を実施できるようにしている。公表すべき事項及び方法は以下のとおりとする(新省令第9条の6の21)。

【公表事項】

- ① オンライン診療受診施設に関する基準(6(3))に基づき実施する措置の内容
- ② 当該施設が、患者の所在場所に関する基準(①清潔・安全、②外部から隔離された空間であること(プライバシー))に適合していること
- ③ 当該施設においてオンライン診療に用いられるシステムの情報セキュリティの確保等に係る措置を講じられていること

【公表方法】

- ・ ウェブサイトへの掲載その他適切な方法

なお、具体的な方法としては、記入した別添3のオンライン診療受診施設向けの「チェックリスト」を、当該施設のウェブサイト等に掲載することによって公表することが考えられる。

(2) 医療機関の管理者の措置

オンライン診療により医師又は歯科医師が行う(歯科)診療行為については、原則、当該医師又は歯科医師が責任を負うものであるが、当該医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所の管理者は、オンライン診療基準に適合したオンライン診療が行われるよう、必要な措置を講じることとされている(新法第14条の4)。当該必要な措置は以下のとおりとする(新省令第9条の6の20)。

- ① オンライン診療を行う医師又は歯科医師に対して、オンライン診療を行うために必要な知識及び技能を習得させるための指導等を講じること。

具体的には、オンライン診療を行う医師又は歯科医師に対して、以下の厚生労働省が定める研修を受講させることが想定される。

【医師】「オンライン診療を行う医師向けの研修」等

【歯科医師】「歯科におけるオンライン診療を行う歯科医師向けの研修」

(参考) https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024_00004.html

② 医師又は歯科医師がオンライン診療受診施設にいる患者に対してオンライン診療を行う場合には、当該施設が、オンライン診療基準に適合していること（7（1）②・③）を確認（※）し、これらに適合する事実が確認できない場合には、オンライン診療を中止し、その他適切な措置を講じること。

（※）具体的には、オンライン診療受診施設において記入された別添3のオンライン診療受診施設向けの「チェックリスト」により、適合状況を確認することができる。

8 法令違反等への対応について

都道府県知事等は、オンライン診療に関して、自由診療の場合も含め、病院又は診療所に加え、オンライン診療受診施設についても、報告徴収・立入検査を行い、また、是正命令等を行うことができる（新法第24条の2、第25条第1項・第2項等）。

特に、オンライン診療受診施設に対する法第25条第1項に基づく立入検査については、随時実施することが想定される。

立入検査については、医療法令に照らすとともに、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」（平成13年6月14日医薬発第637号・医政発第638号医薬局長・医政局長連名通知）を参考に実施されたい。

法に基づく命令・立入検査等については、対象となる病院、診療所又はオンライン診療受診施設が所在する都道府県知事等が実施することが想定されるが、オンライン診療は、遠隔で行われるものであるため、オンライン診療実施病院等と患者所在地・オンライン診療受診施設の所在都道府県が異なる場合には、都道府県等間で連携する必要性が生じ得るため、その点について留意いただきたい。

特に、オンライン診療に関して問題がある（と疑われる）場合は、必要に応じて、当該オンライン診療を行う病院又は診療所の所在する都道府県等が立入検査等を行うことが想定されるが、オンライン診療受診施設に関して問題がある（と疑われる）場合には、必要に応じて、当該施設の所在都道府県等が当該施設に対して立入検査等を行うだけでなく、当該施設を利用してオンライン診療を行っている病院又は診療所の所在する都道府県等も、当該病院又は診療所に情報提供や立入検査等を行うことが想定される。その際、立入検査等を行う都道府県等の職員においては、病院、診療所又はオンライン診療受診施設が記載した別添3の「チェックリスト」を活用して、オンライン診療基準等の遵守状況を確認されたい。

また、オンライン診療受診施設に関しては、法令違反だけでなく、「運営が著しく適正を欠く（疑いがある）と認める」場合（例えば、不衛生・危険な環境が放置され、次々とオンライン診療実施病院等との連携が進んでいる場合）には、必要に応じて、当該施設が所在する都道府県知事等が、当該施設に対して立入検査・是正命令等を講じること（例えば、清潔保持を命令し、従わないときは当該施設の全部又は一部の業務停止を命令し、更に当該命令に違反したときは期間を定めて当該施設の閉鎖を命じること等）が考えられる。

なお、国が設置するオンライン診療受診施設に関しては、法第6条の規定に基づき、都道

府県知事等は、

- ・ 法令違反等を認めるときに、主務大臣に対し、必要な措置をとるべきこと及び全部又は一部の業務を停止すべきことを申し出ることができる(新政令第1条の5による読替後の新法第24条の2第1項・第2項)。
 - ・ また、必要があると認めるとき等は、主務大臣に対し、必要な報告をすべきこと、診療録等の物件を提出すべきことの申出等を行うことができる(新政令第1条の5による読替後の新法第25条第1項・第2項)。
- (※) 国立大学法人、国立病院機構(NHO)、労働者健康安全機構(JOHAS)、地域医療機能推進機構(JCHO)、国立高度専門医療研究センター(NC)、国立健康危機管理研究機構(JIHS)等が設置するオンライン診療受診施設についても同様の適用がある。

9 その他

(1) 他法令の関係

- ・ オンライン診療受診施設は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い患者が主として利用する施設であるため、健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第5号に規定する第一種施設とし、敷地内禁煙の対象とすることとする(改正政令による改正後の健康増進法施行令(平成14年政令第361号)第3条第10号)。
- ・ 居宅におけるオンライン診療の場合と同様に、オンライン診療受診施設において行われるオンライン診療に係る医療関連業務についても、労働者派遣事業を行ってはならない(改正政令による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号)第2条第1項及び第4条第1項)。
- ・ オンライン診療受診施設は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第一に掲げる防火対象物の用途の判定に当たっては、当該場所そのものとしては、同政令別表第一(15)項(「前各項に該当しない事業場」として取り扱うことが想定されるとされている。
(参考) 医療法等の一部を改正する法律の施行に伴うオンライン診療受診施設に係る消防法令上の取扱いについて(通知)(令和8年2月24日付け消防予第67号消防予防課長通知)

(2) その他

以下の厚生労働省のウェブサイトにおいて、オンライン診療に関する関係通知や資料を掲載しているほか、「オンライン診療に関するQ&A」も随時更新し、当該ウェブサイトにおいて掲載しているため、適宜参照されたい。

(参考1) 厚生労働省 HP: オンライン診療について

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024_00004.html

(参考2)

別添1 官報(改正法(抄)、改正政令、改正省令、改正告示) ※オンライン診療関係部分

別添2 オンライン診療受診施設に係る届出の標準様式

- ・様式例1 オンライン診療受診施設設置届出書
- ・様式例2 オンライン診療受診施設休止・再開届出書
- ・様式例3 オンライン診療受診施設廃止届出書
- ・様式例4 オンライン診療受診施設設置者死亡・失踪届出書

別添3 チェックリスト

- ・(医療機関向け) 基準等遵守の確認をするためのチェックリスト
- ・(医療機関向け) 患者に対して説明すべき内容のチェックリスト
- ・(オンライン診療受診施設向け) 基準等遵守の確認をするためのチェックリスト
- ・(国民患者向け) 基準等遵守の確認をするためのチェックリスト

医療法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年十二月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗

法律第八十七号

医療法等の一部を改正する法律

(医療法の一部改正)

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び助産所」を「助産所等」に、「病床」を「医療機関機能及び病床」に、「第三十条の十八の五」を「第三十条の十八の六」に改める。

第一条の五第二項中「有しないもの」の下に「オンライン診療受診施設であるものを除く。」を加える。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 この法律において、「オンライン診療」とは、医師又は歯科医師の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と患者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、映像及び音声の送受信により、医師又は歯科医師及び遠隔の地にある患者が相手の状態を相互に認識しながら通話することが可能な方法による診療をいう。

2 この法律において、「オンライン診療受診施設」とは、当該施設の設置者が、業として、オンライン診療を行う医師又は歯科医師の勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に對して、その行うオンライン診療を患者が受ける場所として提供する施設をいう。

第三条第一項及び第二項中「附けて」を「付けて」に改め、同条に次の一項を加える。

4 オンライン診療受診施設でないものは、これにオンライン診療受診施設その他オンライン診療受診施設に紛らわしい名称を付けてはならない。

第五条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

第六条中「助産所」の下に「並びに国の設置するオンライン診療受診施設」を加え、「の定め」に改める。

第六条の五第三項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。
 十五 その勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療受診施設を利用してオンライン診療を行う病院又は診療所にあつては、当該オンライン診療を行う旨及び当該オンライン診療の内容に關する事項

第六条の五第四項中「若しくは第十三号から第十五号まで」を、「第十三号、第十四号若しくは第十六号」に改める。
 第六条の七の次に次の一条を加える。

第六条の七の二 何人も、オンライン診療受診施設に關して、文書その他いかなる方法によるを問はず、医療を受ける者による医療に關する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、広告をしてはならない。

第六条の八第一項中「若しくは助産所」を、「助産所若しくはオンライン診療受診施設」に、「前条」を「前二条」に改め、同条第二項中「若しくは助産所」を、「助産所若しくはオンライン診療受診施設」に、「又は前条第二項若しくは第三項」を、「第六条の七第二項若しくは第三項又は前条」に改める。

第四章の章名中「及び助産所」を、「助産所等」に改める。
 第七条第一項中「第八号」を、「第八号第一項」に、「第八号から第九号まで」を「第八号第一項」に、「第二十四条の二、第二十七条及び第二十八条から第三十条までの規定」を「第二十七条、第二十八条及び第二十九条第二項」に改める。

第八条に次の一項を加える。
 2 オンライン診療受診施設の設置者は、設置後十日以内に、オンライン診療受診施設の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に届け出なければならない。

第八条の二第一項中「又は助産所の開設者は」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者は」に、「又は助産所」を、「助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同項ただし書中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「又は助産所」を、「助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、「都道府県知事」の下に「診療所、助産所又はオンライン診療受診施設にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長、次条、第二十四条の二、第二十九条第一項、第二十九条の二及び第三十条において同じ。」を加える。

第九条第一項中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「又は助産所」を、「助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同条第二項中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「失そう」を「失踪」に改める。

第十四条の三 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、オンライン診療の適切な実施に關する基準を定めなければならない。

第十四条の二の次に次の三條を加える。
 2 前項の基準は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 一 オンライン診療を行うに当たり病院又は診療所において必要な施設及び設備並びに人員の配置に關する事項
 二 患者がオンライン診療を受ける場所に關する事項
 三 オンライン診療を行うに当たり患者に対して行う説明に關する事項
 四 他の病院又は診療所との連携その他の患者の病状が急変した場合において適切な治療を提供するための体制の確保に關する事項

五 その他オンライン診療の適切な実施に關し必要な事項
 3 オンライン診療は、第一項の基準に従つて行われなければならない。

第十四条の四 オンライン診療を行う医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所（次条において「オンライン診療実施病院等」という。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医師又は歯科医師が行うオンライン診療を前条第一項の基準に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

第十四条の五 オンライン診療受診施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該オンライン診療受診施設が第十四条の三第二項第二号に掲げる事項に係る同条第一項の基準に適合する旨その他のオンライン診療実施病院等の管理者のオンライン診療受診施設の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項を公表しなければならない。

第十七条中「及び第十三条」を、「第十三条から第十四条の二まで、第十四条の四及び第十五条」に改める。
 第二十四条の二第二項中「若しくは助産所」を、「助産所若しくはオンライン診療受診施設」に、「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に改め、同条第二項中「開設者」の下に「又は設置者」を加え、「開設し、又は設置する」に、「又は助産所」を「若しくは助産所又はオンライン診療受診施設」に改める。

第二十五条第一項中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「若しくは助産所に」を、「助産所若しくはオンライン診療受診施設」に改め、同条第二項中「若しくは助産所の業務」を、「助産所若しくはオンライン診療受診施設の業務」に改め、「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「事務所」を「若しくはオンライン診療受診施設の設置者の事務所」に、「若しくは助産所の運営」を、「助産所若しくはオンライン診療受診施設の運営」に改める。

第二十五条の二中「及び助産所」を、「助産所及びオンライン診療受診施設」に改める。
 第二十九条第一項中「その開設者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、同項第二号中「第八号」を「第八号第一項」に、「又は助産所（同条）を、「助産所（同項）」に、「が」を「が」又はオンライン診療受診施設が」に改め、同項第三号中「第二十四条の二第二項」を削り、同項第四号中「開設者」の下に「又は設置者」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 開設者又は設置者が第二十四条の二第二項の規定に基づき命令に違反したとき。
 第三十条の二中「外」を「ほか」に改め、「管理」の下に「並びにオンライン診療受診施設の設置」を加える。

第三十条の三第一項中「総合確保方針」の下に「及び同法第十一条の二第一項に規定する医療情報推進方針」を加える。

第三十条の三の二第一項中「第三十条の十三第一項」を「第三十条の十三第二項」に、「病床機能報告対象病院等」を「医療機関機能等報告対象病院等」に、「同項」を「同条第一項」に改める。
 第三十条の四第二項第十一号イ中「第十四号及び第十五号に規定する」を「次に掲げる」に改め、「方針」の下に「(2)に掲げる区域については、その設定が必要な場合に限る。」を加え、同号イに次のように加える。

(1) 第十四号及び第十五号に規定する区域
 (2) 重点的に医師の確保を図る必要がある区域として厚生労働大臣が定める基準を参酌して定める区域

第三十条の四第二項第十一号ニ中「施策」の下に「並びに二に掲げる目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に關する施策（イ(2)に掲げる区域を定めた場合に限る。）」を加え、同号中二をホとし、ハの次に次のように加える。

二 イ(2)に掲げる区域において確保すべき医師の数の目標（当該区域を定めた場合に限る。）
 第三十条の四第六項及び第七項中「事項」の下に「(同号イ(1)に掲げる区域に係るものに限る。）」を加える。

第三十条の五中「若しくは管理者」を「管理者若しくは設置者」に改める。
 第三十条の七第二項中「及び管理者」を「管理者及び設置者」に改める。

第二百一十條第一項第一号中「保険納付対象額の見込額」を「イ及びロに掲げる額の合計額」に、「イ」を「ハ」に、「ロ」を「ニ」に改め、同号中ロをニとし、イをハとし、同号ハの前に次のように加える。

イ 保険納付対象額の見込額

ロ 負担対象手当拠出金額一から第百条第二項の後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額並びに特定医師手当拠出金の額一から同項の後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額の合計額の見込額

第二百一十條第一項第二号中「保険納付対象額の見込額」を「前号イ及びロに掲げる額の合計額」に改める。

第二百二十二條、第二百二十三條第一項、第二百二十四條の二第一項、第二百二十四條の四第一項及び第二項、第二百二十四條の五第一項、第二百二十四條の六、第二百二十四條の七並びに第二百二十四條の九中「支払基金」を「機構」に改める。

第二百三十四條第三項及び第二百三十七條第三項中「第十六條の七第二項」を「第十六條の十第二項」に改める。

第五章の章名中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第三百三十九條の見出し中「支払基金」を「機構」に改め、同条第一項中「支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五條」を「機構は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八條」に改め、同条第二項中「支払基金」を「機構」に改める。

第四百十條、第四百四十一條第一項、第四百四十二條から第四百四十六條まで、第四百四十七條第一項、第五百項、第六項及び第八項、第四百四十八條、第四百四十九條並びに第五百一十一條中「支払基金」を「機構」に改める。

第五百二十二條第一項中「支払基金」を「機構」に改め、同条第二項中「第十六條の七第二項」を「第十六條の十第二項」に改め、同条第三項中「支払基金」を「機構」に改め、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基金法第二十九條」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第三十九條」に改め、同条第五項中「支払基金の理事長、理事若しくは監事」を「機構の役員」に改め、同条第六項中「第三項」を「第十四條第三項若しくは第四項」に改める。

第五百十三條の見出し中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改め、同条中「社会保険診療報酬支払基金法第十一條第二項及び第三項」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十四條第三項及び第四項」に改め、同条第九條を「第三十九條」に改め、同条第十條を「第四十三條第二項」に改め、同条第十一條を「第十八條」に改める。

第五百十四條中「支払基金」を「機構」に改める。

第五百六十一條の三第二項中「第十六條の七第二項」を「第十六條の十第二項」に改める。

第五百六十五條の二の見出し中「支払基金等」を「機構等」に改め、同条第一項中「支払基金」を「機構」に改め、同条第二項中「その他の」を「に係る」に、「と共同して」を「その他厚生労働省令で定める者と共同して」に改める。

第六百六十七條の二中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき」に改め、同条第二号中「第十六條の八」を「第十六條の十二」に、「者」を「とき」に改め、同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十六條の九において準用する第十六條の六の規定に違反して、仮名医療保険等関連情報の利用に関して知り得た仮名医療保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

第六百六十八條第二項中「支払基金」を「機構」に改め、同条第三項中「第十六條の七第一項」を「第十六條の十第一項」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第七百七十條第一項並びに附則第三條第三項、第六條、第七條第一項、第九條、第九條の二（見出しを含む）及び第十一條（見出しを含む）中「支払基金」を「機構」に改める。

（介護保険法の一部改正）
第十二條 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第二百五條及び第百十四條の八中「開設者について、同法」の下に「第十四條の四並びに」を加える。

第百十五條の四十七第十項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」）に、「第百十八條の十及び第百十八條の十一」を「第百十八條の十三及び第百十八條の十四」に、「支払基金等」を「機構等」に改め、同条第十一項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「その他の」を「に係る」に改め、「定めるもの」の下に「その他厚生労働省令で定める者」を加える。

第百十六條第一項中「総合確保方針」の下に「及び同法第十一條の二第一項に規定する医療情報化推進方針」を加える。

第百十八條第十項中「及び医療法」を「並びに医療法第三十條の三の三第一項に規定する地域医療構想及び同法」に改める。

第百十八條の三第一項中「次条」の下に「及び第百十八條の八第一項」を加える。

第百十八條の十一第一項中「前条」を「前条第一項」に、「支払基金等」を「機構等」に改め、同条第三項中「支払基金等」を「機構等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、仮名介護保険等関連情報利用者が第百十八條の八第二項の規定による仮名介護保険等関連情報の提供を受ける場合の手数料について準用する。

第百十八條の十一を第百十八條の十四とする。

第百十八條の十の見出し中「支払基金等」を「機構等」に改め、同条中「の規定による利用又は」を「並びに第百十八條の八第一項及び第二項の規定による利用及び」に、「支払基金等」を「機構等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第百十八條の九第一項の規定は、前項の規定による委託を受けた者が当該委託に基づいて仮名介護保険等関連情報の提供を行う場合について準用する。

3 個人情報の保護に関する法律第六十八條及び第七十六條から第七十七條までの規定は、第一項の規定による委託を受けた者が当該委託に基づいて仮名介護保険等関連情報を利用し、又は提供する場合については、適用しない。

第百十八條の十を第百十八條の十三とする。

第百十八條の九中「匿名介護保険等関連情報利用者」を「匿名・仮名介護保険等関連情報利用者」に改め、「規定」の下に「これらの規定を第百十八條の十において準用する場合を含む。又は第百十八條の九第一項の規定（次条第二項において準用する場合を含む）により付した制限」を加え、同条を第百十八條の十二とする。

第百十八條の八第一項中「国」を「及び仮名介護保険等関連情報利用者（国）に、「同じ」を「匿名・仮名介護保険等関連情報利用者」という」に、「匿名介護保険等関連情報利用者」を「関係者」に、「匿名介護保険等関連情報利用者の」を「匿名・仮名介護保険等関連情報利用者の」に、「の利用」を「又は仮名介護保険等関連情報の利用」に改め、同条を第百十八條の十一とする。

第百十八條の七の次に次の三條を加える。

（国民の保健医療の向上及び福祉の増進のための仮名介護保険等関連情報の利用又は提供）
第百十八條の八 厚生労働大臣は、国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するため、仮名介護保険等関連情報（介護保険等関連情報に係る本人を他の情報と照合しない限り識別することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した介護保険等関連情報をいう。以下同じ）を利用することができる。

附則

第一條 この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中医療法第三十条の八に一項を加える改正規定及び同法第三十条の十五第一項の改正規定（及び次条）を削る部分に限る。、第四条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第七条の次に二条を加える改正規定並びに第十三条の規定並びに次条第二項及び第四項並びに附則第五条、第六条、第九条、第十条、第十二条から第十四条まで、第十六条、第十八条、第二十条及び第二十四条の規定、附則第四十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の五十七の三十一の項の改正規定及び同法別表第二から別表第五までの改正規定並びに附則第五十三条の規定、公布の日

二 第一条の規定（前号、第四号及び第五号に掲げる改正規定を除く。）、第七条中健康保険法第六十五条第四項の改正規定（第三十条の十一）を「第三十条の十一第一項」に改める部分に限る。、同法第六十八条の次に一条を加える改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十条の次に一条を加える改正規定並びに同法第八十条、第八十一条及び第八十二条第一項の改正規定並びに第十二条中介護保険法第五十五条及び第六十四条の八の改正規定並びに次条第一項並びに附則第四条、第七条、第八条、第三十条及び第三十六条の規定、令和八年四月一日

三 第四条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十条中地方税法附則第十一条第十六項の改正規定（第十二条の七）を「第十三条の六」に、「第十二条の二の第二項」を「第十三条第一項」に改める部分に限る。及び第十八条の規定並びに附則第三十七條の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条中医療法の目次の改正規定（「病床」を「医療機能及び病床」に改める部分に限る。）、同法第三十条の三の第二項の改正規定、同法第五章第三節の節名の改正規定、同法第三十条の十三の改正規定、同法第三十条の十五第一項の改正規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、並びに同法第四項及び第六項並びに同法第三十条の十六から第三十条の十八まで、第三十条の十八の二第一項及び第三項並びに第三十条の十八の三第二項の改正規定、令和八年十月一日

五 第一条中医療法第三十条の三第一項及び第三十八條の七第二項の改正規定、第五條の規定、第七條中健康保険法第七十六條第五項及び第八十八條第十一項の改正規定、同法第五十條の十第一項及び第三項の改正規定（「基金等」を「基盤機構等」に改める部分に限る。）、同法第五十條の九（見出しを含む）の改正規定（「基金」を「基盤機構」に、「基金等」を「基盤機構等」に改める部分に限る。）、同法第五十二條の二の改正規定並びに同法第二百五條の四（見出しを含む）の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第八條（同号及び第九号に掲げる改正規定を除く。）、及び第九條（次号及び第九号に掲げる改正規定を除く。）、の規定、第十一条中高齢者の医療の確保に関する法律の目次の改正規定、同法第十七條（見出しを含む）及び第十七條の二第一項の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、同条第三項並びに同法第三十二條、第三十六條第一項、第四十條、第四十二條、第四十三條、第四十四條第一項から第三項まで、第四十五條第一項、第四十六條、第七十條第四項及び第九十三條第三項の改正規定、同法第一百條第一項の改正規定（「支払基金」を「機構」に改める部分に限る。）、同条第三項並びに同法第一百一條第一項、第一百十八條第一項、第二百二十二條、第二百二十三條第一項、第二百二十四條の二第一項、第二百二十四條の四第一項及び第二項、第二百二十四條の五第一項、第二百二十四條の六、第二百二十四條の七並びに第二百二十四條の九の改正規定、同法第五章の章名の改正規定並びに同法第二百三十九條の見出し、同条第一項及び第二項、同法第四百十條、第四百十一條第一項、第四百十二條から第四百十六條まで、第四百四十七條第一項、第五項、第六項及び第八項、第四百四十八條、第四百四十九條、第五百一十一條、第五百二十二條第一項及び第三項、第五百五十三條（見出しを含む。）、第五百五十四條並びに第五百六十五條の二の見出し、同条第一項並びに同法第六十八條第二項及び第七十條第一項の改正規定並びに同法附則第三條第三項、第六條、第七條第一項、第九條、第九條の二（見出しを含む。）、及び第十一條（見出しを含む）の改正規定（第九号に掲げる改正規定を除く。）、同条第十一項の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、同法第一百十六條第一項の改正規定、同法第一百十八條の十（見出しを含む）の改正規定（「支払基金等」を「機構等」に改める部分に限る。）、同法第二十五條第一項及び第四項、第二百二十六條、第二百四十八條第二項、第二百五十八條並びに第五百五十九條第一項の改正規定、同法第九章の章名の改正規定並びに同法第六十條の見出し、同条第一項及び第二項並びに同法第六十一條、第六十二條第一項、第六十三條から第六十七條まで、第六十八條第一項、第五項、第六項及び第八項、第六十九條、第七十條、第七十一條、第七十二條第一項及び第三項、第七十三條（見出しを含む。）、第七十四條、第七十七條第二項並びに第二百二十二條の改正規定、第十四條中児童福祉法第十九條の二十第三項及び第四項の改正規定、第十五條の規定（同号及び第九号に掲げる改正規定を除く。）、第十七條中原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五條第三項及び第四項並びに第二十條の改正規定、第十九條中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十六條の九第二項、第三十六條の十三、第三十六條の十四第一項及び第二項、第三十六條の十八、第三十六條の十九第一項から第三項まで、第三十六條の二十第一項、第三十六條の二十一、第三十六條の二十三第三項、第三十六條の二十五（見出しを含む。）、第三十六條の二十六第一項、第三十六條の二十七から第三十六條の三十一まで、第三十六條の三十二第一項、第五項、第六項及び第八項、第三十六條の三十三、第三十六條の三十四、第三十六條の三十六、第三十六條の三十七第一項及び第三項、第三十六條の三十八（見出しを含む。）、第三十六條の三十九、第四十條第五項及び第六項、第五十六條の四十八（見出しを含む。）、第五十六條の四十九第一項及び第三項、第五十六條の五十二第二項、第七十七條第二項並びに第八十二條の改正規定、第二十二條中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十三條第三項及び第四項の改正規定、第二十三條中石綿による健康被害の救済に関する法律第十四條第一項及び第二項の改正規定、第二十五條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第二十七條中難病の患者に対する医療等に関する法律第二十五條第三項の改正規定及び同条第四項の改正規定（「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める部分に限る。）、第二十八條中医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び匿名加工医療情報に関する法律第三十一條第四項の改正規定（この条の下に「及び第三十六條の二」を加える部分を除く。）、及び同条第五項から第七項までの改正規定並びに第二十九條の規定並びに附則第十九條、第二十一條から第二十三條まで、第二十五條及び第三十一條の規定、附則第三十二條（同号に掲げる改正規定を除く。）、及び第三十三條（同号に掲げる改正規定を除く。）、の規定、附則第三十五條中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十四條の二第一項の改正規定及び同法第四十七條の三（見出しを含む）の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、附則第三十八條中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十九條の二第一項の改正規定及び同法第一百零四條の二（見出しを含む）の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、附則第三十九條中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第一百十三條の二第一項の改正規定及び同法第一百零四條の三十三（見出しを含む）の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、附則第四十條の規定、附則第四十一条中住民基本台帳法別表第一の改正規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、並びに附則第四十五條第一項及び第二項、第四十八條、第五十條、第五十一條、第五十四條並びに第五十六條から第五十八條までの規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

正規定並びに同法附則第三條第三項、第六條、第七條第一項、第九條、第九條の二（見出しを含む。）、及び第十一條（見出しを含む）の改正規定、第十二條中介護保険法の目次の改正規定、同法第一百十五條の四十七第七項の改正規定（第九号に掲げる改正規定を除く。）、同条第十一項の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、同法第一百十六條第一項の改正規定、同法第一百十八條の十一（見出しを含む）の改正規定（「支払基金等」を「機構等」に改める部分に限る。）、同法第二十五條第一項及び第四項、第二百二十六條、第二百四十八條第二項、第二百五十八條並びに第五百五十九條第一項の改正規定、同法第九章の章名の改正規定並びに同法第六十條の見出し、同条第一項及び第二項並びに同法第六十一條、第六十二條第一項、第六十三條から第六十七條まで、第六十八條第一項、第五項、第六項及び第八項、第六十九條、第七十條、第七十一條、第七十二條第一項及び第三項、第七十三條（見出しを含む。）、第七十四條、第七十七條第二項並びに第二百二十二條の改正規定、第十四條中児童福祉法第十九條の二十第三項及び第四項の改正規定、第十五條の規定（同号及び第九号に掲げる改正規定を除く。）、第十七條中原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五條第三項及び第四項並びに第二十條の改正規定、第十九條中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十六條の九第二項、第三十六條の十三、第三十六條の十四第一項及び第二項、第三十六條の十八、第三十六條の十九第一項から第三項まで、第三十六條の二十第一項、第三十六條の二十一、第三十六條の二十三第三項、第三十六條の二十五（見出しを含む。）、第三十六條の二十六第一項、第三十六條の二十七から第三十六條の三十一まで、第三十六條の三十二第一項、第五項、第六項及び第八項、第三十六條の三十三、第三十六條の三十四、第三十六條の三十六、第三十六條の三十七第一項及び第三項、第三十六條の三十八（見出しを含む。）、第三十六條の三十九、第四十條第五項及び第六項、第五十六條の四十八（見出しを含む。）、第五十六條の四十九第一項及び第三項、第五十六條の五十二第二項、第七十七條第二項並びに第八十二條の改正規定、第二十二條中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十三條第三項及び第四項の改正規定、第二十三條中石綿による健康被害の救済に関する法律第十四條第一項及び第二項の改正規定、第二十五條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第二十七條中難病の患者に対する医療等に関する法律第二十五條第三項の改正規定及び同条第四項の改正規定（「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める部分に限る。）、第二十八條中医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び匿名加工医療情報に関する法律第三十一條第四項の改正規定（この条の下に「及び第三十六條の二」を加える部分を除く。）、及び同条第五項から第七項までの改正規定並びに第二十九條の規定並びに附則第十九條、第二十一條から第二十三條まで、第二十五條及び第三十一條の規定、附則第三十二條（同号に掲げる改正規定を除く。）、及び第三十三條（同号に掲げる改正規定を除く。）、の規定、附則第三十五條中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十四條の二第一項の改正規定及び同法第四十七條の三（見出しを含む）の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、附則第三十八條中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十九條の二第一項の改正規定及び同法第一百零四條の二（見出しを含む）の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、附則第三十九條中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第一百十三條の二第一項の改正規定及び同法第一百零四條の三十三（見出しを含む）の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、附則第四十條の規定、附則第四十一条中住民基本台帳法別表第一の改正規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、並びに附則第四十五條第一項及び第二項、第四十八條、第五十條、第五十一條、第五十四條並びに第五十六條から第五十八條までの規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部改正）
第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第六条 第一項中「法第三十六条に規定する連合会電子処方箋管理業務」を「支払基金電子診療録等情報管理業務並びに法第三十六条に規定する連合会電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務」に改める。

（健康保険法施行令の一部改正）
第三条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の第三項中「第八十条第七号、第八十一条第四号」を「第八十条第八号、第八十一条第五号」に改め、同条第二項中「第八十条第九号、第八十一条第六号」を「第八十条第十号、第八十一条第七号」に改める。

（健康増進法施行令の一部改正）
第四条 健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十号中「及び同法」を「同法」に改め、「助産所」の下に「及び同法第二条の第二項に規定するオンライン診療受診施設」を加える。

（地方自治法施行令の一部改正）
第五条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四号の三十五項中「診療所及び助産所」を「同法第一条の五第二項に規定する診療所、同法第二条第一項に規定する助産所及び同法第二条の第二項に規定するオンライン診療受診施設」に改める。

（土地区画整理法施行令の一部改正）
第六条 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八号第二項中「及び助産所」を「助産所及び同法第二条の第二項に規定するオンライン診療受診施設」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）
第七条 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二十六号八中「又は」を「若しくは」に改め、「施設」の下に「又は同法第二条の第二項に規定するオンライン診療受診施設」を加える。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正）
第八条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項へ中「ホ」を「ハ」に改め、同項中へをトとし、ハからホまでをニからハまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条の第二項に規定するオンライン診療受診施設

（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部改正）
第九条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「又は助産所」を「助産所又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条の第二項に規定するオンライン診療受診施設」に改める。

（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）
第十条 次に掲げる政令の規定中「又は同法」を「同法」に改め、「助産所」の下に「又は同法第二条の第二項に規定するオンライン診療受診施設」を加える。

一 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）第六条第二号

二 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）第二条第九号

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正）
第十一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第一号中「助産所」という。の下に「同法第二条の第二項に規定するオンライン診療受診施設（以下この条及び同号において「オンライン診療受診施設」という。）を、「行われるもの」の下に「（オンライン診療受診施設において「オンライン診療」という。）に係るものに限る。」を加え、同項第二号中「病院等」の下に「オンライン診療に係るものに限る。」を加え、同項第四号中「助産所」の下に「オンライン診療受診施設」を加え、「除く」を「除き、オンライン診療受診施設において「オンライン診療に係るものに限る。」に改め、同項第五号から第七号までの規定中「病院等」の下に「オンライン診療受診施設」を、「行われるもの」の下に「（オンライン診療受診施設において「オンライン診療に係るものに限る。」）を加える。

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）
第十二条 次に掲げる政令の規定中「又は助産所」を「助産所又は医療法第二条の第二項に規定するオンライン診療受診施設」に改める。

一 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第七号第三号

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第七号第三号

（健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）
第十三条 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第一項中「第八十条第七号及び第八号、第八十一条第四号及び第五号」を「第八十条第八号及び第九号、第八十一条第五号及び第六号」に改め、同条第二項中「第八十条第九号、第八十一条第六号」を「第八十条第十号、第八十一条第七号」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）
第十四条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の第二号を次のように改める。

二 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（医療介護総合確保法第二十五条第一項に規定する支払基金電子診療録等情報管理業務（第二百二十条第五号において「支払基金電子診療録等情報管理業務」という。）及び医療機関等情報化補助業務（診療録に関することに限る。）に関することに限る。）。

第三十九条の二中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 国民健康保険団体連合会の行う業務に関すること（医療介護総合確保法第三十六条に規定する連合会電子診療録等情報管理業務（第二百二十一条第二号において「連合会電子診療録等情報管理業務」という。）に関することに限る。）。

○厚生労働省令第四十六号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行及び医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二十五号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、医療法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

医療法施行規則等の一部を改正する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

目次

第一章（略）

第一章の二 医療に関する選択の支援等（第一条の二の二―第一条の十の二）

第一章の三 医療の安全の確保（第一条の十の二―第一条の十三の十）

第一章の四 病院、診療所、助産所等の開設等（第一条の十四―第七条）

第二章 病院、診療所、助産所等の管理（第七条の二―第十五条の四）

第三章 病院、診療所、助産所等の構造設備等（第十六条―第二十三条）

第四章～第七章（略）

附則

第一条の十の二

法第六条の七の二の厚生労働省令で定める場合は、オンライン診療受診施設が医療を提供するものではない旨を、医療を受ける者が理解できる方法により明示した上で、次に掲げる事項の広告をする場合とする。

一 オンライン診療受診施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びにオンライン診療受診施設の設置者の氏名（設置者が法人である場合にあつては、当該法人の名称並びに第九条の六の十七第二項の管理及び運営を行う責任者の氏名）

二 オンライン診療受診施設における施設、設備又は従業者に関する事項

三 オンライン診療受診施設の営業日若しくは営業時間又は予約による実施の有無、第九条の六の十七の規定に基づき実施する措置その他のオンライン診療受診施設の管理又は運営に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれがない事項

第一条の十の二の二（略）

改 正 前

目次

第一章（略）

第一章の二 医療に関する選択の支援等（第一条の二の二―第一条の十）

第一章の三 医療の安全の確保（第一条の十の二―第一条の十三の十）

第一章の四 病院、診療所及び助産所の開設（第一条の十四―第七条）

第二章 病院、診療所及び助産所の管理（第七条の二―第十五条の四）

第三章 病院、診療所及び助産所の構造設備（第十六条―第二十三条）

第四章～第七章（略）

附則

（新設）

第一条の十の二（略）

第一章の四 病院、診療所、助産所等の開設等

第一条の十四 法第七条第一項の規定によつて病院又は診療所開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を開設地の都道府県知事(診療所又は助産所にあつては、その開設地が地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長、第三項及び第四項、第二条、第三条、第四条から第五条の二まで、第七条から第九条まで並びに第二十三条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは診療所を譲渡し、又は病院若しくは診療所の開設者について相続若しくは合併があつたときは、当該病院若しくは診療所を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、第九号から第十三号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

一〇十六 (略)

二〇十三 (略)

第三条 病院、診療所又は助産所の開設の許可を受けた者が、令第四条の二第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

五 病院又は診療所については、その勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療を行うときはその旨

六 (略)

二 令第四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前項第五号及び第六号に掲げる事項とする。

第四条 診療所を開設した臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師が、法第八条第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。ただし、診療所の開設者が当該診療所を譲渡し、又は診療所の開設者について相続があつたときは、当該診療所を譲り受けた者又は相続人は、第一条の十四第一項第九号、第十一号及び第十三号に掲げる事項のうち変更がない事項の届出を省略することができる。

一〇二 (略)

三 第三条第一項第一号から第五号までに掲げる事項

第五条 助産所を開設した助産師が、法第八条第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。ただし、助産所の開設者が当該助産所を譲渡し、又は助産所の開設者について相続があつたときは、当該助産所を譲り受けた者又は相続人は、第二条第一項第五号及び第六号に掲げる事項のうち変更がない事項の届出を省略することができる。

一〇四 (略)

五 第三条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項

第五条の二 オンライン診療受診施設設置者の設置者が、法第八条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。ただし、オンライン診療受診施設設置者が当該オンライン診療受診施設を譲渡し、又はオンライン診療受診施設設置者について相続若しくは合併があつたときは、当該オンライン診療受診施設を譲り受けた者又は相続人若しくは合併により設立された法人は、第四号及び第五号に掲げる事項のうち変更がない事項の届出を省略することができる。

一 設置者の住所及び氏名(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
二 名称

第一章の四 病院、診療所及び助産所の開設

第一条の十四 法第七条第一項の規定によつて病院又は診療所開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を開設地の都道府県知事(診療所又は助産所にあつては、その開設地が地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長、第三項及び第四項、第二条、第三条、第四条、第五条、第七条から第九条まで並びに第二十三条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは診療所を譲渡し、又は病院若しくは診療所の開設者について相続若しくは合併があつたときは、当該病院若しくは診療所を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、第九号から第十三号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

一〇十六 (略)

二〇十三 (略)

第三条 病院、診療所又は助産所の開設の許可を受けた者が、令第四条の二第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

五 (新設) 五 (略)

二 令第四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前項第五号に掲げる事項とする。

第四条 診療所を開設した臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師が、法第八条の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。ただし、診療所の開設者が当該診療所を譲渡し、又は診療所の開設者について相続があつたときは、当該診療所を譲り受けた者又は相続人は、第一条の十四第一項第九号、第十一号及び第十三号に掲げる事項のうち変更がない事項の届出を省略することができる。

一〇二 (略)

三 第三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

第五条 助産所を開設した助産師が、法第八条の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。ただし、助産所の開設者が当該助産所を譲渡し、又は助産所の開設者について相続があつたときは、当該助産所を譲り受けた者又は相続人は、第二条第一項第五号及び第六号に掲げる事項のうち変更がない事項の届出を省略することができる。

一〇四 (略)

五 第三条第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項

(新設)

第五条の二 (新設) オンライン診療受診施設設置者の設置者が、法第八条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。ただし、オンライン診療受診施設設置者が当該オンライン診療受診施設を譲渡し、又はオンライン診療受診施設設置者について相続若しくは合併があつたときは、当該オンライン診療受診施設を譲り受けた者又は相続人若しくは合併により設立された法人は、第四号及び第五号に掲げる事項のうち変更がない事項の届出を省略することができる。

一 設置者の住所及び氏名(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
二 名称

- 三 設置の場所
- 四 敷地の面積及び平面図
- 五 建物の構造概要及び平面図
- 六 設置者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例
- 七 設置の年月日

第二章 病院、診療所、助産所等の管理

第九条の二の四 令第四条の七の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 書面の提出
- 二 電磁的方法による提出

第九条の二の五 令第四条の七に規定する厚生労働省令で定める附属明細書は、直近の会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が五十億円以上又は直近の会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が七十億円以上である一般社団法人（公益社団法人を除く。）について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二百三十三条第二項の規定により作成された附属明細書とする。

(オンライン診療基準)

第九条の六の二 法第十四条の三第一項の厚生労働省令で定めるオンライン診療の適切な実施に関する基準（次項及び第九条の六の十五において「オンライン診療基準」という。）は、次条から第九条の六の十九までに定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設又は介護医療院に勤務する医師又は歯科医師が行うオンライン診療に関するオンライン診療基準は、別に厚生労働省令で定めるところによる。

(基本理念)

第九条の六の三 オンライン診療は、医療の質の向上、患者の医療を受ける機会の確保及び患者の治療に対する能動的な参画を通じた治療の効果の最大化を目的として行われなければならない。

2 オンライン診療を行う医師又は歯科医師は、次に掲げる事項に留意してオンライン診療を行わなければならない。

- 一 電子情報処理組織を使用し、映像及び音声の送受信により確認する方法では、一般に、患者の心身の状態に関して得られる情報が、対面による場合と比較して限定されること。
- 二 オンライン診療は、原則として対面による診療（以下「対面診療」という。）と適切に組み合わせることを求められること。
- 三 オンライン診療は、患者からの求めに応じて行われるものであり、研究を主たる目的として行い、又は医療の担い手の都合のみにより行つてはならないこと。

(診療計画)

第九条の六の四 医師又は歯科医師は、次項の場合を除き、オンライン診療を行う前に、患者の心身の状態について、対面診療により医学的評価を行い、当該評価に基づいて、次に掲げる事項を記載した診療計画（以下「診療計画」という。）を定め、二年間保存するものとする。

- 一 オンライン診療で行う具体的な診療内容に関する事項
- 二 オンライン診療と対面診療及び検査の組み合わせに関する事項
- 三 診療時間に関する事項
- 四 オンライン診療の方法に関する事項

第二章 病院、診療所及び助産所の管理

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

五 オンライン診療を行わないと判断する条件及び当該条件に該当した場合に対面診療に移行する旨

六 電子情報処理組織を使用し、映像及び音声の送受信により確認する方法では、一般に、患者の心身の状態に関して得られる情報が、対面による場合と比較して限定されるため、患者が診察に対し積極的に協力する必要がある旨

七 患者が急病の場合又はその病状が急変した場合の対応方針

八 複数の医師又は歯科医師がオンライン診療を行う予定がある場合は、当該医師又は歯科医師の氏名並びにオンライン診療を行うこととなる場合及び当該オンライン診療を行う医師又は歯科医師の組み合わせに関する事項

九 サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。)に関する責任分界点に関する事項

2 初診(診察の中で、医師又は歯科医師が患者の新たな症状等(既に診断されている疾患から予測された症状等を除く。)について診察を行うことをいう。第九条の六の九第一項及び第九条の六の十三第三項において同じ。)からオンライン診療を行う場合は、医師又は歯科医師は、診察の後、次回の診察の日時及び方法並びに症状の増悪があつた場合の対面診療の受診先その他の以後の方針を患者に説明するものとする。この場合において、オンライン診療を継続する又はその見込みがあるときには、可及的速やかに前項の規定の例により診療計画を定め、保存するものとする。

(本人確認等)

第九条の六の五 オンライン診療を行う場合において、医師又は歯科医師及び患者は、相互に身分を確認するために必要な書類を用いて本人であることを確認するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合又は社会通念上当然に両者が相互に本人であることを認識できる場合はこの限りでない。

2 前項の確認を行う場合において、医師又は歯科医師は、患者に対して、顔写真付きの身分証明書その他氏名を証する適切な方法により、自らの氏名を示すものとする。

3 医師又は歯科医師は、オンライン診療を行うときは、自らが医師又は歯科医師の資格を有していることを患者が確認できる環境を整備しておくものとする。

(患者への説明)

第九条の六の六 医師又は歯科医師は、オンライン診療を開始する前に、患者に対して、次に掲げる事項を説明しなければならない。ただし、やむを得ず緊急にオンライン診療を実施し、当該説明を行うことができなかつたときは、患者に対して説明することが可能となつてから速やかに説明するものとする。

一 第九条の六の三第二項第一号及び第二号に掲げる事項

二 オンライン診療の利点及びこれにより生じるおそれのある不利益等に関する情報

三 オンライン診療を行う場合にはその都度、医師又は歯科医師がオンライン診療の実施可否を判断すること

四 診療計画に含まれる事項

2 医師又は歯科医師は、患者がオンライン診療を希望していることを明示的に確認した上で、オンライン診療を行うことについて当該患者との間で合意がある場合に限り、オンライン診療を行うことができる。

3 医師又は歯科医師は、オンライン診療に、他の医師又は歯科医師その他の医療関係者が同席する場合にはその都度、患者に説明を行い、同意を得るものとする。

4 医師又は歯科医師は、オンライン診療に係る映像や音声等の情報を保存する場合には、オンライン診療を行う前に、当該保存に係る取り決めを明確にし、患者と合意しておくものとする。

(新設)

(新設)

(オンライン診療の実施等)

第九条の六の七 医師又は歯科医師は、オンライン診療を行うときは、医学的な観点からオンライン診療の実施可否を判断しなければならない。

2 医師又は歯科医師は、オンライン診療を行うことが適切でないと判断した場合（患者が急病の場合又はその病状が急変した場合を含む）は、速やかにオンライン診療を中止し、当該患者に対して対面診療を実施すること、当該患者に対して日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う医師若しくは歯科医師又は当該患者の近隣において対面診療を行うことが可能な病院若しくは診療所に対して当該患者を紹介することその他の当該患者が必要な対面診療に移行するために適切な措置を講じなければならない。

3 前項の場合であつて、患者の症状が緊急的な対応を要する場合には、医師又は歯科医師は、速やかに当該患者に対して、対面診療を促すものとする。

第九条の六の八

医師又は歯科医師（当該患者に対して日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う医師又は歯科医師を除く。）は、オンライン診療を行った後の患者が、必要に応じて、対面診療に移行できるよう、適切な体制を確保しておかなければならない。

2 オンライン診療を行う医師又は歯科医師は、患者が急病の場合又はその病状が急変した場合に適切に対応するため、当該患者が速やかに受診することができる病院又は診療所において対面診療を行える適切な体制を確保しておかなければならない。

第九条の六の九

患者に対して、前条第一項の医師又は歯科医師が初診でオンライン診療を行うこととする場合（当該医師又は歯科医師が、当該患者に係る既往歴、服薬歴、アレルギー歴その他の必要な医学的情報を把握でき、当該患者の症状を踏まえ、オンライン診療を行うことが可能であると判断した場合を除く。）には、当該医師又は歯科医師の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と当該患者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、映像及び音声の送受信により、当該医師又は歯科医師及び当該患者が相手の状態を相互に認識しながら通話することが可能な方法（第九条の六の十九において「オンライン」という。）により、当該患者の症状及び医学的情報を確認しなければならない。

2 前項の場合において、医師又は歯科医師は、同項の確認によつて得られた情報によりオンライン診療を実施することが可能であると判断し、その旨について当該患者から合意が得られた場合に限り、オンライン診療を行うことができる。

3 第一項の医師又は歯科医師がオンライン診療を行う場合は、同項の確認によつて得られた情報（同項括弧書きの場合には、あらかじめ把握した当該患者に係る医学的情報）を診療録に記載しなければならない。

4 医師又は歯科医師が、第一項の確認の結果、対面診療が必要と判断した場合であつて、当該医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所以外の病院又は診療所において対面診療を行う場合には、当該医師又は当該歯科医師は、同項の確認によつて得られた情報を必要に応じて適切に当該病院又は診療所に提供するものとする。

5 医師又は歯科医師は、第一項の確認を行うに当たつて、当該確認の結果オンライン診療を行えない可能性があること及び当該確認に係る患者が負担すべき費用等について、当該医師又は当該歯科医師が勤務する病院又は診療所のウェブサイト等で示すほか、あらかじめ患者に十分周知するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

第九条の六の十 第九条の六の四及び前条の規定は、在宅診療において在宅療養支援診療所が連携して対応する仕組みが構築されている場合、複数の診療科の医師又は歯科医師が連携して診療を行う場合等であつて、特定の複数の医師又は歯科医師が関与する旨及び当該複数の医師又は歯科医師の氏名を診療計画に記載し、いずれかの医師又は歯科医師が対面診療を行っている場合において、当該医師又は歯科医師を除く当該診療計画に氏名を記載された医師又は歯科医師について適用しない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合において、オンライン診療を行う医師又は歯科医師について準用する。

一 オンライン診療を行う予定であつた医師又は歯科医師の病気による欠勤等により、診療計画に氏名を記載された医師又は歯科医師以外の医師又は歯科医師がオンライン診療を行う必要が生じた場合であつて、十分な引き継ぎを行い、かつ、患者の同意を得た場合

二 主に健康な者に対してオンライン診療を行う場合であつて、対面診療においても一般的に同一の医師又は歯科医師が行う必要性が低いと認められる場合その他これに準ずる場合

第九条の六の十一 医師又は歯科医師は、同時に複数の患者に対してオンライン診療を行つてはならない。

第九条の六の十二 医師又は歯科医師は、オンライン診療を行うに当たり、診療計画若しくは訪問看護指示書その他の保健師助産師看護師法第三十七条の主治の医師又は歯科医師の指示が記載された文書（以下「訪問看護指示書等」という。）又はその両方に基づき、予測された範囲内に限り、オンライン診療を受ける患者に対して、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（当該医師若しくは歯科医師が勤務する病院若しくは診療所に勤務する者又は訪問看護指示書等の交付を受けた訪問看護ステーション（介護保険法（平成九年法律第二十三号）第四十一条の規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）が当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所をいう。）その他これに準ずる事業所に勤務する者に限る。）に診療の補助（それぞれ保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三十七号）又は言語聴覚士法（平成九年法律第三十二号）に基づき行うことができるものに限る。）を行わせることができる。

2 歯科医師は、オンライン診療を行うに当たり、診療計画に基づき、予測された範囲内に限り、オンライン診療を受ける患者に対して、歯科衛生士（当該歯科医師が勤務する病院又は診療所に勤務するものに限る。）に歯科診療の補助を行わせることができる。

第九条の六の十三 医師又は歯科医師は、オンライン診療を行うときは、患者に対して、服薬している医薬品の確認を行わなければならない。

2 医師又は歯科医師は、オンライン診療において、服用に際し特段の配慮が必要な医薬品を処方する場合には、必要な知識及び技能を習得した上で、患者の心身の安全及び健康のために必要な対応を行うものとする。

3 医師又は歯科医師は、オンライン診療を行う場合において、初診でない場合であつてその症状等について対面診療を経ている場合を除いては、次に掲げる処方を行つてはならない。

一 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一項第一号に規定する麻薬及び同項第六号に規定する向精神薬の処方

二 基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する特に安全上の管理が必要な医薬品の処方

三 前号の患者に対する八日分以上の医薬品の処方

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(医師又は歯科医師の所在等)

第九条の六の十四 オンライン診療を行う医師又は歯科医師は、病院又は診療所に所属し、並びに当該病院又は診療所及びその問合せ先を明らかにするものとする。

2 医師又は歯科医師は、オンライン診療を行うに当たり、適切な判断を害する場所でオンライン診療を行ってはならない。

3 医師又は歯科医師は、緊急やむを得ない場合を除き、診療録により過去の患者の状態を把握することができるなど、患者の心身の状態に関する情報を適切に得られる体制を整えて、オンライン診療を行わなければならない。

4 医師又は歯科医師は、第三者に患者の心身の状態に関する情報が伝わることがないように、物理的に外部から隔離された空間において、オンライン診療を行わなければならない。

第九条の六の十五 オンライン診療実施病院等の管理者は、その医師又は歯科医師が行うオンライン診療がオンライン診療基準に適合して行われている旨を、ウェブサイト又は院内の掲示等により公表するものとする。

2 オンライン診療実施病院等の管理者は、オンライン診療に用いられる電子情報処理組織について、情報セキュリティの確保、患者への説明その他の適切な措置を講ずるものとする。
(患者の所在等)

第九条の六の十六 患者がオンライン診療を受ける場所は、清潔かつ安全でなければならない。

2 患者の個人情報(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第一項に規定する「個人情報」をいう。)が保護されるよう、患者は物理的に外部から隔離された空間においてオンライン診療を受けるものとする。
(オンライン診療受診施設に関する基準)

第九条の六の十七 オンライン診療受診施設設置者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該オンライン診療受診施設が、前条の規定に適合する場所であることを確保するための措置

二 当該オンライン診療受診施設においてオンライン診療に用いられる電子情報処理組織に関する情報セキュリティの確保その他適切な措置

2 オンライン診療受診施設設置者が法人である場合は、当該設置者は、当該施設の管理及び運営を行う責任者を置くものとする。

第九条の六の十八 医師又は歯科医師が、オンライン診療受診施設に所在する患者に対してオンライン診療を行う場合は、第九条の六の五第二項の規定に基づく氏名の提示、第九条の六の十四第一項の規定に基づく病院又は診療所及びその問合せ先の明示その他必要な通知を行うに当たっては、当該患者が事後的に確認できる方法により行うものとする。

(適用除外)

第九条の六の十九 医師又は歯科医師が、患者に対して、オンラインにより、診察を行い、患者の心身の状態等に係る情報に基づき、疑われる疾患等を医学的に判断し、及び病院又は診療所への受診の勧奨のみを行う場合(患者が罹患している具体的な疾患名、疾患に対する治療方針等の伝達、一般用医薬品(医薬品医療機器等法第四条第五項第四号に規定する一般用医薬品をいう。)の使用の指示及び処方等を行う場合を除く。)については、第九条の六の四、第九条の六の六(第三項を除く)、第九条の六の七、第九条の六の八第一項、第九条の六の九、第九条の六の十及び第九条の六の十三の規定は適用しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(オンライン診療実施病院等の管理者が行う措置)

第九条の六の二十 オンライン診療実施病院等の管理者は、法第十四条の四の規定に基づき、オンライン診療を行うその医師又は歯科医師に、オンライン診療を行うために必要な知識及び技能を習得させるために必要な指導その他の措置を講じるものとする。

2 前項に規定するほか、オンライン診療実施病院等の管理者は、その医師又は歯科医師がオンライン診療受診施設に所在する患者に対してオンライン診療を行う場合には、次条第二項各号に掲げる事項を確認し、これらに適合する事実が確認できない場合には、オンライン診療を中止し、その他適切な措置を講じなければならない。
(オンライン診療受診施設の設置者が行う公表)

第九条の六の二十一 オンライン診療受診施設の設置者は、法第十四条の五の規定により、次項に規定する事項について、ウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により公表するものとする。

2 法第十四条の五の厚生労働省令で定める事項は、オンライン診療受診施設の設置者が第九条の六の十七の規定に基づき実施する措置の内容及び次に掲げる事項とする。

一 当該オンライン診療受診施設が、第九条の六の十六の規定に適合すること
二 当該オンライン診療受診施設においてオンライン診療に用いられる電子情報処理組織に関して情報セキュリティの確保その他適切な措置が講じられていること

第九条の八の二 令第四条の八第四号に規定する厚生労働省令で定める医療機器は、医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器とする。

第十三条 令第四条の九第一項及び第二項の規定による病院報告の提出は、別記様式第一により行うものとし、別記様式第一による病院報告の提出にあつては毎月十日までに(休止し、又は廃止した病院に関しては、休止又は廃止の日から十日以内に)病院所在地を管轄する保健所長に対して行うものとする。

2 令第四条の九第三項の規定による病院報告の送付は、提出のあつた日から五日以内に行うものとする。

3 令第四条の九第五項の規定による病院報告の送付は、提出のあつた日から十日以内に行うものとする。

第十四条 (略)

2 病院、診療所又は助産所の管理者は、医療の提供に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティを確保するために必要な措置を講じなければならない。

第三章 病院、診療所、助産所等の構造設備等

第二十二条の五 (略)

2 (略)

3 法第二十五条の二の規定によるオンライン診療受診施設に関する通知は、毎年十月三十一日までに、その年の十月一日現在における次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 名称

二 所在の場所

三 設置者の住所及び氏名(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)

(新設)

(新設)

第九条の八の二 令第四条の七第四号に規定する厚生労働省令で定める医療機器は、医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器とする。

第十三条 令第四条の八第一項及び第二項の規定による病院報告の提出は、別記様式第一により行うものとし、別記様式第一による病院報告の提出にあつては毎月十日までに(休止し、又は廃止した病院に関しては、休止又は廃止の日から十日以内に)病院所在地を管轄する保健所長に対して行うものとする。

2 令第四条の八第三項の規定による病院報告の送付は、提出のあつた日から五日以内に行うものとする。

3 令第四条の八第五項の規定による病院報告の送付は、提出のあつた日から十日以内に行うものとする。

第十四条 (略)

2 病院、診療所又は助産所の管理者は、医療の提供に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう)を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第三章 病院、診療所及び助産所の構造設備

第二十二条の五 (略)

2 (略)

(新設)

(法第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十七条の二の厚生労働省令で定める措置)

第三十一条の三の二 法第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十七条の二に規定する厚生労働省令で定めるものは、医療法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。第三十三条の二の九第一項第三号及び第三十三条の十六において同じ。)を使用するものによる措置とする。

第四十一条 法第二十六条の規定により厚生労働大臣が命ずる医療監視員は、医療に関する法規及び病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設等の管理について相当の知識を有する者でなければならない。

第四十二条 医療監視員が立入検査をした場合には病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設の構造設備の改善、管理等について必要な事項の指導を行うものとする。

別表第一(第一条の二の二関係)

第一 (略)

第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項

- 一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス
- イ 病院
- (1) (6) (略)
- (7) オンライン診療の実施の有無及びその内容

口 診療所

- (8) (16) (略)
- (1) (16) (略)
- (17) 地域外来医療に関する状況(外来医師過多区域で令和八年十月一日以降に開設した無床診療所(医業を行う場所であつて患者を入院させるための施設を有しない診療所をいう。)であつて健康保険法第六十八条の二第一項の規定により同法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関の指定に当たつて三年以内の期限を付されたものである場合に限る。)
- (i) 地域外来医療の提供の有無並びにその内容及び実績
- (ii) 法第三十条の十八の六第六項の規定に基づく要請又は同条第九項の規定に基づく勧告の有無及び地域外来医療を提供しない理由

ハ・ニ (略)

第三 第五 (略)

(法第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十七条の二の厚生労働省令で定める措置)

第三十一条の三の二 法第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四十七条の二に規定する厚生労働省令で定めるものは、医療法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。第三十三条の二の九第一項第三号及び第三十三条の十六において同じ。)を使用するものによる措置とする。

第四十一条 法第二十六条の規定により厚生労働大臣が命ずる医療監視員は、医療に関する法規及び病院、診療所又は助産所の管理について相当の知識を有する者でなければならない。

第四十二条 医療監視員が立入検査をした場合には病院、診療所又は助産所の構造設備の改善、管理等について必要な事項の指導を行うものとする。

別表第一(第一条の二の二関係)

第一 (略)

第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項

- 一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス
- イ 病院
- (1) (6) (略)
- (7) 医師・患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、即時に行う診療(以下「オンライン診療」という。)の実施の有無及びその内容

口 診療所

- (8) (16) (略)
- (1) (16) (略)
- (新設)

ハ・ニ (略)

第三 第五 (略)

別記様式第二を次のように改める。

別記様式第二 (第四十条関係)

裏面

裏面

裏面

裏面

第八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第二項、第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項から第四項までの規定による報告若しくは提出を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項から第三項までの規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

3 第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第六條の八 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所、助産所若しくはオンライン診療受診施設に関する広告が第六條の五第一項から第三項まで又は前二條の規定に違反しているおそれがあるとき、当該広告をした者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、当該広告をした者の事務所立ち入り、当該広告に関する文書その他の物件を検査させることができる。

医療法抜粋

<p>第 号</p> <p>氏 職 名</p> <p>令和 年 月 日 発行</p> <p>医療法第六條の八の規定による当該職員の証</p> <p>○ 都道府県、○ 市又は○ 区</p> <p>年 月 日 生</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印 </div> </div>
--	---

（消費生活協同組合法施行規則の一部改正）
 第二条 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	<p>（区分経理） 第六十四条 法第五十条の第三第三項の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 病院、診療所又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条の第二第二項に規定するオンライン診療受診施設を営む事業</p> <p>二～四（略）</p>	改 正 前	<p>（区分経理） 第六十四条 法第五十条の第三第三項の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 病院又は診療所を営む事業</p> <p>二～四（略）</p>
-------------	---	-------------	---

（医療施設調査規則の一部改正）
 第三条 医療施設調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	<p>（調査の範囲） 第四条（略）</p> <p>2 動態調査は、次の医療施設について行う。</p> <p>一 病院であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 医療法第八条の第二第二項に基づき休止若しくは再開の届出をしたもの若しくは同法第九条第一項に基づき廃止の届出をしたもの又は同条第二項に基づき死亡若しくは失踪の届出をしたもの</p> <p>ニ 医療法第二十九条第一項第二号から第五号までに該当する場合において同項に基づく開設許可の取消しを受けたもの</p> <p>ホ・ヘ（略）</p> <p>二 診療所であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 医療法第八条第一項に基づき開設の届出をしたもの</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>三（略）</p>	改 正 前	<p>（調査の範囲） 第四条（略）</p> <p>2 動態調査は、次の医療施設について行う。</p> <p>一 病院であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 医療法第八条の第二第二項に基づき休止若しくは再開の届出をしたもの若しくは同法第九条第一項に基づき廃止の届出をしたもの又は同条第二項に基づき死亡若しくは失踪の届出をしたもの</p> <p>ニ 医療法第二十九条第一項第二号から第四号までに該当する場合において同項に基づく開設許可の取消しを受けたもの</p> <p>ホ・ヘ（略）</p> <p>二 診療所であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 医療法第八条に基づき開設の届出をしたもの</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>三（略）</p>
-------------	---	-------------	--

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）
 第四条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	<p>別表第一（第十一条の三関係） 第一（略）</p> <p>第二 提供サービスや地域連携体制に関する事項</p> <p>一 業務内容、提供サービス</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 薬局の業務内容</p> <p>(i)～(xiv)（略）</p>	改 正 前	<p>別表第一（第十一条の三関係） 第一（略）</p> <p>第二 提供サービスや地域連携体制に関する事項</p> <p>一 業務内容、提供サービス</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 薬局の業務内容</p> <p>(i)～(xiv)（略）</p>
-------------	---	-------------	---

<p>(xv) 緊急避妊薬の調剤の可否</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ オンライン診療（医療法第二条の二第二項に規定するオンライン診療をいう。）に伴う緊急避妊薬の調剤の対応可否</p> <p>(xvi) } (xviii) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>第三 (略)</p>	<p>(xv) 緊急避妊薬の調剤の可否</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ オンライン診療（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一に規定するオンライン診療をいう。）に伴う緊急避妊薬の調剤の対応可否</p> <p>(xvi) } (xviii) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>第三 (略)</p>
---	---

<p>第五條 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則（平成五年厚生省令第四十三号）の一部を次の表のように改正する。</p> <p>（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）</p> <p>改正後</p> <p>第一条 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号。以下「法」という。）第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、老人福祉施設、障害者支援施設並びにその他の心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者が利用する社会福祉施設、有料老人ホーム、病院、診療所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設、介護老人保健施設及び介護医療院とする。</p>	<p>改正前</p> <p>第一条 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号。以下「法」という。）第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、老人福祉施設、障害者支援施設並びにその他の心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者が利用する社会福祉施設、有料老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院とする。</p>
--	---

<p>第六條 精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。</p> <p>（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）</p> <p>改正後</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所（精神病床を有するもの又は同法第八条第一項若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の二の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。）</p> <p>六～十五 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所（精神病床を有するもの又は同法第八条若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の二の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。）</p> <p>六～十五 (略)</p>
--	--

<p>第七條 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。</p> <p>（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部改正）</p> <p>改正後</p> <p>第三条 養成施設等について、法第七条第二号又は第三号の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（公立の養成施設等にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を厚生労働大臣（法第七条第二号又は第三号による養成施設の指定（次条、第</p>	<p>改正前</p> <p>第三条 養成施設等について、法第七条第二号又は第三号の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（公立の養成施設等にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を厚生労働大臣（法第七条第二号又は第三号による養成施設の指定（次条、第</p>
---	--

（傍線部分は改正部分）

（傍線部分は改正部分）

（傍線部分は改正部分）

八条第一項及び第十条において「養成施設の指定」という。を受けようとする養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。

一〇九 (略)

十 精神科病院、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院若しくは診療所（精神病床を有するもの又は同法第八条第一項若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の二の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。）（以下「精神科病院等」という。）又は厚生労働大臣が別に定める施設若しくは事業のうち別表第一又は別表第三に規定するソーシャルワーク実習（以下「ソーシャルワーク実習」という。）を行うのに適当なもの（以下「実習施設等」という。）の概要及び実習指導者の氏名

十一 (略)
十二 (略)
十三 (略)

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正）

第八条 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
附 則	附 則 （法附則第二条の厚生労働省令で定める者）	附 則 （法附則第二条の厚生労働省令で定める者）
第六条	第六条 法附則第二条の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一・二 (略)	第六条 法附則第二条の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一・二 (略)
三	三 医療法第八条第一項の規定により診療所の開設の届出をした者	三 医療法第八条の規定により診療所の開設の届出をした者

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の医療法施行規則（以下「新規則」という。）別表第一第二の項第一号ロの規定は、令和九年一月一日以降に行われる医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の三第一項の規定による報告から適用する。

第三条 この省令の施行の際現にその勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療（医療法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の医療法第二条の二第一項のオンライン診療をいう。）を行っている病院又は診療所の開設者については、令和九年三月三十一日までの間、新規則第三条第二項及び第四条第三号（いずれも新規則第三条第一項第五号に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

○厚生労働省告示第百十五号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の五第三項第十六号の規定に基づき、医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成十九年厚生労働省告示第百八号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第四条 法第六条の五第三項第十六号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 法第十四条の三第一項の基準の遵守に関して必要な事項</p> <p>二十一（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、法第六条の五第三項第十六号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、オンライン診療を行う医師若しくは歯科医師又はオンライン診療実施病院等に関する法第六条の五第三項第一号、第三号及び第五号から第十五号までに掲げる事項並びに前項各号に掲げる事項であつて、当該オンライン診療に関する事項とする。</p>	<p>第四条 法第六条の五第三項第十五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十（新設）</p>

別添 2

(様式例 1)

オンライン診療受診施設設置届出書

年 月 日

(都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長) 殿

設置者 住所 〒

電話番号

氏名

(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

次のとおりオンライン診療受診施設を設置したので、医療法第 8 条第 2 項の規定により届け出ます。

施設 の 名 称	
設置 の 場 所	〒 電話番号
敷地の面積及び平面図	(別紙の添付でも可)
建物の構造概要及び平面図	(別紙の添付でも可)
(法人の場合) 定款、寄付行為又は条例	
(法人の場合) 管理・運営責任者の氏名・連絡先	電話番号
設置 年 月 日	

(備考)

車両を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載することとする。

- ・「設置の場所」の欄については、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。また、届出は巡回する地区を管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区に提出すること。
- ・「敷地の面積及び平面図」の欄については、記載が不要であること。
- ・「建物の構造概要及び平面図」の欄については、当該車両の車種・車名・車両番号を記載すること。

(様式例 2)

オンライン診療受診施設休止・再開届出書

年 月 日

(都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長) 殿

設置者 住所 〒

電話番号

氏名

(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

次のとおりオンライン診療受診施設を 休止 ・ 再開 したので、医療法第 8 条の 2 第 2 項の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称		
設 置 の 場 所	〒	電話番号
休 止 ・ 再 開 年 月 日		
休止の場合	再開予定年月日	
	理 由	

(様式例3)

オンライン診療受診施設廃止届出書

年 月 日

(都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長) 殿

設置者 住所 〒

電話番号

氏名

(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

次のとおりオンライン診療受診施設を廃止したので、医療法第9条第1項の規定により届け出ます。

施設の名 称	
設置の場 所	〒 電話番号
廃止年 月 日	
廃止の理 由	

(様式例 4)

オンライン診療受診施設設置者死亡・失踪届出書

年 月 日

(都道府県知事、保健所設置市長、特別区長) 殿

届出義務者 住所 〒

電話番号
開設者との続柄
氏名

次のとおりオンライン診療受診施設の設置者が 死亡した ・失踪の宣告を受けた ので、医療法第9条第2項の規定により届け出ます。

設 置 者	住 所	
	氏 名	
オンライン診療受診施設の名称		
設 置 の 場 所		
死亡・失踪の宣告 年月日		

基準等遵守の確認をするためのチェックリスト

「オンライン診療基準」及び「オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成 30 年 3 月）」に準拠

確認日：_____

確認者：_____

1. オンライン診療の提供に関する事項

		遵守／ 推奨	備考
(1) 医師－患者関係／患者合意			
i オンライン診療を実施する際は、オンライン診療を実施する旨について、医師と患者との間で合意がある場合に行う。	<input type="checkbox"/>	遵守	
ii i の合意を行うに当たっては、医師は、患者がオンライン診療を希望する旨を明示的に確認する。	<input type="checkbox"/>	遵守	<ul style="list-style-type: none"> オンライン受診勧奨については、患者からの連絡に応じて実施する場合には、患者側の意思が明白であるため、当該確認は必要ではない。
iii オンライン診療を実施する都度、医師が医学的な観点から実施の可否を判断し、オンライン診療を行うことが適切でないと判断した場合はオンライン診療を中止し、速やかに適切な対面診療につなげる。	<input type="checkbox"/>	遵守	
iv 医師は、患者の i の合意を得るに先立ち、患者に対して以下の事項について説明を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 触診等を行うことができない等の理由により、オンライン診療で得られる情報は限られていることから、対面診療を組み合わせる必要があること オンライン診療を実施する都度、医師がオンライン診療の実施の可否を判断すること (3)に示す「診療計画」に含まれる事項 	<input type="checkbox"/>	遵守	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時にやむを得ずオンライン診療を実施する場合であって、ただちに説明等を行うことができないときは、説明可能となった時点において速やかに説明を行う。
(2) 適用対象			
i 直接の対面診察と同等でないにしても、これに代替し得る程度の患者の心身の状態に関する有用な情報を、オンライン診療により得る。	<input type="checkbox"/>	遵守	
ii オンライン診療が困難な症状として、一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さない症状」（※）等を踏まえて医師が判断し、オンライン診療が適さない場合には対面診療を実施する(対面診療が可能な医療機関を紹介する場合も含む。)	<input type="checkbox"/>	遵守	<ul style="list-style-type: none"> 緊急性が高い症状の場合は速やかに対面受診を促す。 ※日本医学会連合「オンライン診療の初診に関する提言」（2022 年 11 月 24 日版） https://www.jmsf.or.jp/uploads/media/2022/11/20221124163108.pdf
iii 初診からのオンライン診療は、原則として「かかりつけの医師」が行う。	<input type="checkbox"/>	遵守	<ul style="list-style-type: none"> ただし、既往歴、服薬歴、アレルギー歴等の他、症状から勘案して問診及び視診を補完するのに必要な医学的情報を過去の診療録、診療情報提供書、健康診断の結果、地域医療情報ネットワーク、お薬手帳、Personal Health Record（以下「PHR」という。）等から把握でき、患者の症状と合わせて医師が可能と判断した場合にも実施できる（後者の場合、事前に得た情報を診療録に記載する必要がある。）。

		遵守/ 推奨	備考
<p>iv 【 iii 以外の場合として「かかりつけの医師」以外の医師が診療前相談を行った上で初診からのオンライン診療を行う場合】 安全性が担保されたオンライン診療を実施できるよう、オンライン診療の実施後、適切に対面診療につなげられるようにしておく。</p>	□	遵守	<ul style="list-style-type: none"> • 「かかりつけの医師」以外の医師が診療前相談を行った上で初診からのオンライン診療を行う場合として、以下が想定される。 ✓「かかりつけの医師」がオンライン診療を行っていない場合や、休日夜間等で、「かかりつけの医師」がオンライン診療に対応できない場合 ✓患者に「かかりつけの医師」がいない場合 ✓「かかりつけの医師」がオンライン診療に対応している専門的な医療等を提供する医療機関に紹介する場合（必要な連携を行っている場合、D to P with D の場合を含む。）やセカンドオピニオンのために受診する場合 • 安全性が担保されたオンライン診療が実施できる体制として、以下の対応が想定される。 ✓患者の所在地に応じた地域の医療機関との間で、対面診療への移行に関して連携体制を整備する ✓医師が対面受診を要すると判断した場合は、対面受診可能な医療機関へ医師からの連絡、診療情報の提供を行い、患者を確実な対面診療へつなげる ✓直ちに対面受診を要さない場合においても、医師が必要と判断したときには、当該診療内容を引き継げるよう、緊急時の相談体制についての案内等を患者等に対して行い、確実に対面診療へつなぐ
<p>v 診療前相談により対面受診が必要と判断した場合であって、対面診療を行うのが他院である場合は、診療前相談で得た情報について必要に応じて適切に情報提供を行う。</p>	□	遵守	
<p>vi 診療前相談を行うにあたっては、結果としてオンライン診療が行えない可能性があることや、診療前相談の費用等について医療機関のホームページ等で示すほか、あらかじめ患者に十分周知する。</p>	□	遵守	
<p>vii 急病急変患者については、原則として直接の対面による診療を行う。</p>	□	遵守	<ul style="list-style-type: none"> • なお、急病急変患者であっても、直接の対面による診療を行った後、患者の容態が安定した段階に至った際は、オンライン診療の適用を検討してもよい。
<p>viii 特定の複数医師が関与することについて「診療計画」で明示しており、いずれかの医師が直接の対面診療を行っている場合は、全ての医師について直接の対面診療が行われていなくとも、これらの医師が交代でオンライン診療を行うことが可能。 ただし、交代でオンライン診療を行う場合は、「診療計画」に医師名を記載する。</p>	□	遵守	<ul style="list-style-type: none"> • 特定の複数の医師が関与するケースとして、在宅診療において在宅療養支援診療所が連携して地域で対応する仕組みが構築されている場合や複数の診療科の医師がチームで診療を行う場合などが想定される。

		遵守／ 推奨	備考
<p>患者の同意を得た上で、診療録記載を含む十分な引継ぎを行ってれば、オンライン診療を行う予定であった医師の病欠、勤務の変更などにより、「診療計画」において予定されていない代診医がオンライン診療を行うことが可能。</p>	□	遵守	
<p>主に健康な人を対象にした診療であり、対面診療においても一般的に同一医師が行う必要性が低いと認識されている診療を行う場合などにおいても、「診療計画」での明示など同様の要件の下、特定の複数医師が交代でオンライン診療を行うことが可能。</p>	□	遵守	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断など疾患の治療を目的としない診療（診察、診断等）などが想定される。
<p>≪禁煙外来を行う医療機関の場合≫ ix 禁煙外来については、定期的な健康診断等が行われる等により疾病を見落とすリスクが排除されている場合であって、治療によるリスクが極めて低いものとして、患者側の利益と不利益を十分に勘案した上で、直接の対面診療を組み合わせないオンライン診療を行うことが許容され得る。</p>	□	遵守	
<p>≪緊急避妊に係る診療を行う医療機関の場合≫ 緊急避妊に係る診療については、地理的要因がある場合、女性の健康に関する相談窓口等に所属する又はこうした相談窓口等と連携している医師が女性の心理的な状態にかんがみて対面診療が困難であると判断した場合においては、産婦人科医又は厚生労働省が指定する研修を受講した医師が、初診からオンライン診療を行うことは許容され得る。 ただし、初診からオンライン診療を行う医師は一錠のみの院外処方を行うこととし、受診した女性は薬局において研修を受けた薬剤師による調剤を受け、薬剤師の面前で内服することとする。 その際、医師と薬剤師はより確実な避妊法について適切に説明を行うこと。 加えて、内服した女性が避妊の成否等を確認できるよう、産婦人科医による直接の対面診療を約三週間後に受診することを確実に担保することにより、初診からオンライン診療を行う医師は確実なフォローアップを行うこと。</p>	□	遵守	<ul style="list-style-type: none"> 緊急避妊に係る診療については、緊急避妊を要するが対面診療が可能な医療機関等に係る適切な情報を有しない女性に対し、女性の健康に関する相談窓口等（女性健康支援センター、婦人相談所、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを含む。）において、対面診療が可能な医療機関のリスト等を用いて受診可能な医療機関を紹介することとし、その上で直接の対面診療を受診することとする。 なお、調剤に対応可能な薬局の一覧は厚生労働省のホームページにおいて公開されている。 https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku.html
<p>X 自身の心身の状態に関する情報の伝達に困難がある患者については、伝達できる情報が限定されるオンライン診療の適用を慎重に判断する。</p>	□	推奨	

	遵守／ 推奨	備考	
(3) 診療計画			
<p>i 医師は、オンライン診療を行う前に、患者の心身の状態について、直接の対面診療により十分な医学的評価（診断等）を行い、その評価に基づいて、次の事項を含む「診療計画」を定め、2年間は保存する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン診療で行う具体的な診療内容（疾病名、治療内容等） ・オンライン診療と直接の対面診療、検査の組み合わせに関する事項（頻度やタイミング等） ・診療時間に関する事項（予約制等） ・オンライン診療の方法（使用する情報通信機器等） ・オンライン診療を行わないと判断する条件と、条件に該当した場合に直接の対面診療に切り替える旨（情報通信環境の障害等によりオンライン診療を行うことができなくなる場合を含む。） ・触診等ができないこと等により得られる情報が限られることを踏まえ、患者が診察に対し積極的に協力する必要がある旨 ・急病急変時の対応方針（自らが対応できない疾患等の場合は、対応できる医療機関の明示） ・複数の医師がオンライン診療を実施する予定がある場合は、その医師の氏名及びどのような場合にどの医師がオンライン診療を行うかの明示 ・情報漏洩等のリスクを踏まえて、セキュリティリスクに関する責任の範囲（責任分界点）及びそのとぎれがないこと等の明示 	□	遵守	
<p>ii iに関わらず、初診からのオンライン診療を行う場合については、診察の後にその後の方針（※）を患者に説明する。その後、オンラインでの診療継続又はその見込みのある場合、可及的速やかに、iに基づき診療計画を定め、保存する。</p>	□	遵守	※例えば、次回の診察の日時及び方法並びに症状の増悪があった場合の対面診療の受診先等
<p>iii オンライン診療において、映像や音声等を医師側又は患者側端末に保存する場合には、事前に医師－患者間で、映像や音声等の保存の要否や保存端末等の取り決めを明確にし、双方で合意する。</p>	□	遵守	・医療情報の保存については、2(5)を参照すること。
<p>iv オンライン診療を実施する医師自らが対応できないことが想定される場合、そのような急変に対応できる医療機関に対して当該患者の診療録等必要な医療情報が事前に伝達されるよう、患者の心身の状態に関する情報提供を定期的に行うなど、適切な体制を整える。</p>	□	遵守	・オンライン診療を実施する医師自らが対応できないことが想定される場合として、オンライン診療を行う疾病について急変が想定され、かつ急変時には他の医療機関に入院が必要になる場合などが想定される。
<p>急変時の対応を速やかに行うことが困難となると想定される場合については、急変時の対応について、事前に関係医療機関との合意を行っておく。</p>	□	遵守	・急変時の対応を速やかに行うことが困難となると想定される場合として、例えば離島などが想定される。
<p>v 「診療計画」は、文書又は電磁的記録により患者が参照できるようにする。</p>	□	推奨	

		遵守／ 推奨	備考
<p>vi 同一疾患について、複数の医師が同一の患者に対しオンライン診療を行う場合や、他の領域の同一疾患について、複数の医師が同一の患者に対しオンライン診療を行う場合や、他の領域の専門医に引き継いだ場合において、既に作成されている「診療計画」を変更することにより、患者の不利益につながるときは、患者の意思を十分尊重した上で、当該「診療計画」を変更せずにオンライン診療を行う。</p>	□	推奨	
(4) 本人確認			
<p>i 緊急時などに医師、患者が身分確認書類を保持していない等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として、医師と患者双方が身分確認書類を用いてお互いに本人であることの確認を行う。</p> <p>※かかりつけの医師がオンライン診療を行う場合等、社会通念上、当然に医師、患者本人であると認識できる状況であった場合には、診療の都度本人確認を行う必要はない。</p>	□	遵守	<ul style="list-style-type: none"> • 確認書類の例： i 患者の本人確認：マイナンバーカード、医療保険者の発行する資格確認書、運転免許証、パスポート等の提示 ii 医師の本人証明：HPKI カード（医師資格証）、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の提示 iii 医師の資格証明：HPKI カード（医師資格証）、医師免許証の提示の活用
<p>ii 初診でオンライン診療を実施する場合、当該患者の本人確認は、以下のいずれかの方法により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等） ・顔写真付きの身分証明書を有しない場合は、2種類以上の身分証明書 ・1種類の身分証明書しか使用できない場合には、当該身分証明書の厚みその他の特徴を十分に確認した上で、患者本人の確認のための適切な質問や全身観察等を組み合わせた確認 	□	遵守	
<p>iii 医師の本人証明の方法として、なりすまし防止のために、原則として、顔写真付きの身分証明書（HPKI カード、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）を用いて医師本人の氏名を示す。</p> <p>特に、オンライン診療受診施設で、患者に対してオンライン診療を行う場合は、患者が事後的にも確認できる方法により氏名の提示を行う。</p> <p>※社会通念上、当然に医師本人であると認識できる場合を除く。</p>	□	遵守	<ul style="list-style-type: none"> • 身分証明書の提示は医師の氏名の確認が目的であり、医籍登録番号、マイナンバー、運転免許証番号、パスポート番号、住所、本籍等に係る情報を提示することを要するものではない。
<p>iv 「医籍登録年」を伝える（医師免許証を用いることが望ましい。）など、医師が医師の資格を保有していることを患者が確認できる環境を整える。</p> <p>また、必要に応じて、厚生労働省の「医師等資格確認検索」（氏名、性別、医籍登録年）を用いて医師の資格確認が可能である旨を示す。</p>	□	遵守	<ul style="list-style-type: none"> • ただし、初診を直接の対面診療で行った際に、社会通念上、当然に医師であると認識できる状況であった場合、その後実施するオンライン診療においては、患者からの求めがある場合を除き、医師である旨の証明をする必要はない。

		遵守／ 推奨	備考
(5) 薬剤処方・管理			
i 患者の心身の状態の十分な評価を行うため、初診からのオンライン診療の場合及び新たな疾患に対して医薬品の処方を行う場合は、一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診での投与について十分な検討が必要な薬剤」（※）等の関係学会が定める診療ガイドラインを参考に行う。	<input type="checkbox"/>	遵守	<ul style="list-style-type: none"> 現にオンライン診療を行っている疾患の延長とされる症状に対応するために必要な医薬品については、医師の判断により、オンライン診療による処方が可能。 ※日本医学会連合「オンライン診療の初診に関する提言」（2022年11月24日版）
ただし、初診の場合には以下の処方は行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・麻薬及び向精神薬の処方 ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、特に安全管理が必要な医薬品（診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤）の処方 ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する8日分以上の処方 また、重篤な副作用が発現するおそれのある医薬品の処方は特に慎重に行うとともに、処方後の患者の服薬状況の把握に努めるなど、そのリスク管理に最大限努めなければならない。	<input type="checkbox"/>	遵守	
ii 医師は、患者に対し、現在服薬している医薬品を確認する。患者は医師に対し正確な申告を行う。	<input type="checkbox"/>	遵守	
iii 医師は、患者に対し、かかりつけ薬剤師・薬局の下、医薬品の一元管理を行うことを求める。	<input type="checkbox"/>	推奨	処方箋を発行する際、患者がオンライン服薬指導を希望する場合に、使用するシステムによっては患者が希望する薬局を選べない場合がある（システムに登録された薬局しか選べない）ことに留意し、患者が希望する薬局での調剤・服薬指導が受けられるよう配慮することが求められます。
(6) 診察方法			
i 医師がオンライン診療を行っている間、患者の状態について十分に必要情報が得られていると判断できない場合には、速やかにオンライン診療を中止し、直接の対面診療を行う。	<input type="checkbox"/>	遵守	
ii オンライン診療では、可能な限り多くの診療情報を得るために、リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段を採用する。	<input type="checkbox"/>	遵守	
オンライン診療は、文字、写真及び録画動画のみのやりとりで完結してはならない。	<input type="checkbox"/>	遵守	<ul style="list-style-type: none"> 直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には補助的な手段として、画像や文字等による情報のやりとりを活用することは妨げない。
オンライン診療の間などに、文字等により患者の病状の変化に直接関わらないことについてコミュニケーションを行うに当たっては、リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を伴わないチャット機能（文字、写真、録画動画等による情報のやりとりを行うもの）が活用され得る。この際、オンライン診療と区別するため、あらかじめチャット機能を活用して伝達し合う事項・範囲を決めておく。	<input type="checkbox"/>	遵守	

		遵守／ 推奨	備考
iii オンライン診療において、医師は、情報通信機器を介して、同時に複数の患者の診療を行ってはならない。	<input type="checkbox"/>	遵守	
iv 医師の他に医療従事者等が同席する場合は、その都度患者に説明を行い、患者の同意を得る。	<input type="checkbox"/>	遵守	
v 医師と患者が1対1で診療を行っていることを確認するために、オンライン診療の開始時間及び終了時間をアクセスログとして記録するシステムとする。	<input type="checkbox"/>	推奨	
vi オンライン診療を実施する前に、直接の対面で、実際に使用する情報通信機器を用いた試験を実施し、情報通信機器を通して得られる画像の色彩や動作等について確認する。	<input type="checkbox"/>	推奨	

2. オンライン診療の提供体制に関する事項

		遵守／ 推奨	備考
(1) 医師の所在			
i オンライン診療を行う医師は、医療機関に所属し、その所属及び当該オンライン診療実施病院等の問い合わせ先を明らかにする。 特に、オンライン診療受診施設で、患者に対してオンライン診療を行う場合は、患者が事後的にも確認できる方法により、所属する医療機関及びその問合せ先の明示その他必要な通知を行う。	<input type="checkbox"/>	遵守	
ii 患者の急病急変時に適切に対応するため、患者が速やかにアクセスできる医療機関において直接の対面診療を行える体制を整える。	<input type="checkbox"/>	遵守	
iii 医師は、騒音により音声聞き取れない、ネットワークが不安定であり動画が途切れる等、オンライン診療を行うに当たり適切な判断を害する場所でオンライン診療を行ってはならない。	<input type="checkbox"/>	遵守	
iv オンライン診療を行う際は、診療録等、過去の患者の状態を把握しながら診療すること等により、医療機関に居る場合と同等程度に患者の心身の状態に関する情報を得られる体制を整える。	<input type="checkbox"/>	遵守	<ul style="list-style-type: none"> 緊急やむを得ない場合には、この限りでない。
v 第三者に患者の心身の状態に関する情報の伝わることのないよう、医師は物理的に外部から隔離される空間においてオンライン診療を行う。	<input type="checkbox"/>	遵守	
vi オンライン診療実施病院等は、ホームページや院内掲示等において、本指針を遵守した上でオンライン診療を実施している旨を具体的に公表する。	<input type="checkbox"/>	遵守	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関のホームページに本チェックリスト（※）を公表することも考えられる。 ※「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について（オンライン診療関係）」（令和8年3月27日付け医政発0327第5号医政局長通知）
vii オンライン診療を行う医師は、2(1)iiの医療機関に容易にアクセスできるよう努める。	<input type="checkbox"/>	推奨	
(2) 患者の所在			
i 患者がオンライン診療を受ける場所は、対面診療が行われる場合と同程度に、清潔かつ安全でなければならない。	<input type="checkbox"/>	遵守	<ul style="list-style-type: none"> 患者に対して、オンライン診療を受ける場所について適切に説明し協力を得ることが重要である。
ii プライバシーが保たれるよう、患者が物理的に外部から隔離される空間においてオンライン診療が行わなければならない。	<input type="checkbox"/>	遵守	

	遵守／ 推奨	備考	
<p>≪（同じ場所にいる）特定多数人に対してオンライン診療を提供する場合≫</p> <p>iii 医療法上、特定多数人に対して医業又は歯科医業を提供する場所は病院又は診療所であり、これはオンライン診療であっても同様であるため、特定多数人に対してオンライン診療受診施設以外でオンライン診療を提供する場合には、診療所の届出を行う。</p>	□	遵守	<ul style="list-style-type: none"> ただし、巡回診療の実施については、昭和 37 年 6 月 20 日付け医発 554 厚生省医務局長通知による、巡回診療の実施に準じて新たに診療所開設の手続きを要しない場合がある。 また健康診断等の実施については平成 7 年 11 月 29 日付け健政発 927 号厚生省健康政策局長通知による、巡回健診等の実施に準じて新たに診療所開設の手続きを要しない。
(3) 患者が看護師等という場合のオンライン診療（D to P with N）			
<p>i 医師の指示による診療の補助行為の内容として、「診療計画」若しくは訪問看護指示書又はその両方に基づき、予測された範囲内において診療の補助行為を行う。</p> <p>また、「診療計画」や訪問看護指示書の内容については、患者の状況や診療の内容に応じ、適時に見直しを行う。</p>	□	遵守	<ul style="list-style-type: none"> なお、オンライン診療を行った際に、予測されていない新たな症状等が生じた場合において、「診療計画」や訪問看護指示書の内容を見直すことで、医師が看護師等に対し、診断の補助となり得る追加的な検査等を指示することは可能。
<p>ii D to P with N を行う医師は、原則、訪問診療等を定期的に行っている医師であり、看護師等は同一医療機関の看護師等あるいは訪問看護の指示を受けた看護師等とする。</p>	□	遵守	
(4) 患者が医師という場合のオンライン診療（D to P with D）			
<p>i 情報通信機器を用いて診療を行う遠隔地にいる医師は、事前に直接の対面診療を行わずにオンライン診療を行うことができ、主治医等の医師は、遠隔地にいる医師の専門的な知見・技術を活かした診療が可能。</p> <p>ただし、患者の側にいる医師は、既に直接の対面診療を行っている主治医等である必要があり、情報通信機器を用いて診療を行う遠隔地にいる医師は、あらかじめ、主治医等の医師より十分な情報提供を受けること。</p>	□	遵守	
<p>ii 診療の責任の主体は、原則として従来から診療している主治医等の医師にあるが、情報通信機器の特性を勘案し、問題が生じた場合の責任分担等についてあらかじめ協議しておく。</p>	□	遵守	
1) 情報通信機器を用いた遠隔からの高度な技術を有する医師による手術等			
<p>i 高度な技術を要するなど遠隔地にいる医師でないと実施が困難な手術等を必要とし、かつ、患者の体力面などから当該医師の下への搬送・移動等が難しい患者を対象に行う。</p>	□	遵守	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な対象疾患や患者の状態などの詳細な適用対象は、各学会などが作成するガイドラインに基づく。
<p>ii 情報通信機器について、手術等を実施するに当たり重大な遅延等が生じない通信環境を整え、事前に通信環境の確認を行う。</p>	□	遵守	
<p>仮に一時的に情報通信機器等に不具合があった場合等においても、患者の側にいる主治医等の医師により手術の安全な継続が可能な体制を組む。</p>	□	遵守	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な提供体制等については、各学会などが作成するガイドラインに基づく。

		遵守／ 推奨	備考
2) 情報通信機器を用いた遠隔からの高度な専門性を有する医師による診察・診断等			
i	高度な専門性の観点から近隣の医療機関では診断が困難な疾患であることや遠方からでは受診するまでに長時間を要すること等により、患者の早期診断や診療継続のニーズに対応することが難しい場合など、地域においてオンライン診療の必要性が認められる患者を対象に行う。	<input type="checkbox"/>	遵守
ii	患者は主治医等の患者の状態を十分に把握している医師とともに、遠隔地にいる医師の診療を受ける。	<input type="checkbox"/>	遵守
	患者の側にいる主治医等の医師と遠隔地にいる医師は事前に診療情報提供書等を通じて連携をとる。	<input type="checkbox"/>	遵守
(5) 通信環境（情報セキュリティ・プライバシー・利用端末）			
1) 医療機関が行うべき対策			
i	医療機関は、オンライン診療に用いるシステムによって講じるべき対策が異なることを理解し、オンライン診療を計画する際には、患者に対してセキュリティリスクを説明し、同意を得る。	<input type="checkbox"/>	遵守 • 医療機関は、システムは適宜アップデートされ、リスクも変わり得ることなど、理解を深める。
1-1) 基本事項			
i	医療機関は、オンライン診療に用いるシステムを提供する事業者（以下「事業者」という。）による説明を受け（※）、十分な情報セキュリティ対策が講じられていることを確認する。	<input type="checkbox"/>	遵守 ※システムに関する個別の説明を受けることのみならず、事業者が提示している情報提供内容を自ら確認することを含む。
	当該確認に際して、医療機関は責任分界点について確認し、システムの導入に当たっては、そのリスクを十分に理解する。	<input type="checkbox"/>	遵守
ii	オンライン診療の際、医療情報システムに影響を及ぼす可能性がある（※）オンライン診療システムを使用する際は、「医療情報安全管理関連ガイドライン」に沿った対策を併せて実施する。	<input type="checkbox"/>	遵守 ※例えば、電子カルテを利用する端末で、オンライン診療に用いるシステムを直接起動し、オンライン診療を行うと、セキュリティ上の問題が生じた場合、当該診療に係る患者だけではなく、電子カルテデータベースやそれと連結した医事システムやレセプト作成用コンピュータ内のすべての患者の情報に影響が及ぶ可能性がある。
	汎用サービスを使用する際は、汎用サービスが医療情報システムに影響を与えない設定とする。	<input type="checkbox"/>	遵守
iii	医療機関は、患者に対してオンライン診療の実施に伴うセキュリティリスクを説明し、オンライン診療に用いるシステムを利用することについての合意を得た上で、双方が合意した旨を診療録に記載し、オンライン診療を実施する。	<input type="checkbox"/>	遵守
iv	「診療計画」を作成する際、患者に対して使用するオンライン診療システムに伴うセキュリティリスク等とその対策及び責任の所在について患者からの問い合わせに対応できるよう、説明文書の準備（※）又は対応者の準備を行う。	<input type="checkbox"/>	遵守 ※ウェブサイト等の患者が適切にアクセスできる方法による開示や、電磁的記録による説明文書と同等の内容のものの提供を含む。

		遵守／ 推奨	備考
v オンライン診療システムを用いる場合は、医療機関は OS やソフトウェアのアップデートについて、事業者と協議・確認した上で実施する。 アップデートができない等の個別対応が必要な場合には、事業者からの説明、情報提供等を受け、必要な対応を実施する。	<input type="checkbox"/>	遵守	
vi 医療機関は、必要に応じてセキュリティソフトをインストールする。	<input type="checkbox"/>	遵守	
vii オンライン診療に用いるシステムを使用する際には、多要素認証を用いる。	<input type="checkbox"/>	推奨	
viii オンライン診療を実施する際は、患者がいつでも医師の本人確認及び医師の所属医療機関の確認ができるように必要な情報を準備する。	<input type="checkbox"/>	遵守	
ix オンライン診療システムを用いる場合は、患者がいつでも医師の本人確認ができる情報及び医療機関の問い合わせ先をオンライン診療システム上に掲載する。	<input type="checkbox"/>	遵守	
X オンライン診療システムが後述の 2) に記載されている要件を満たしていることを確認する。	<input type="checkbox"/>	遵守	
xi 医師がいる空間において診療に関わっていない者が診察情報を知覚できないようにする。また、患者がいる空間に第三者がいないことを確認する。	<input type="checkbox"/>	遵守	<ul style="list-style-type: none"> ただし、患者がいる空間に家族等やオンライン診療支援者がいることを医師及び患者が同意している場合を除く。
xii 医師は、オンライン診療実施時に、意図しない第三者が当該通信に紛れ込むような三者通信（患者が医師の説明を一緒に聞いてもらうために、医師の同意なく第三者を呼び込む場合等）や患者のなりすましが起こっていないことに留意する。	<input type="checkbox"/>	遵守	
xiii プライバシーが保たれるように、患者側、医師側ともに録音、録画、撮影を同意なしに行うことがないよう確認する。	<input type="checkbox"/>	遵守	
xiv オンライン診療においてチャット機能を補助的に用いる場合には、医療機関が、セキュリティリスクとベネフィットを勘案したうえで、使用するソフトウェアやチャット機能の使用方法について患者側に指示する。	<input type="checkbox"/>	遵守	
xv 患者から提示された二次元バーコードや URL 等のリンク先へのアクセス及びファイルのダウンロード等はセキュリティリスクが高いため行わない。 ※セキュリティリスクが限定的であることを医療機関が合理的に判断できる場合を除く。	<input type="checkbox"/>	推奨	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や患者から、検査結果画像や患者の医療情報等を画面共有機能を用いて提示すること及び画面共有機能を用いずに画面を介して提示することは、多くの場合、相対的にセキュリティリスクが低減されているものと考えられる。
xvi オンライン診療を実施する医師は、オンライン診療の研修等を通じて、セキュリティリスクに関する情報を適宜アップデートする。	<input type="checkbox"/>	遵守	
xvii 医療機関が、オンライン診療を実施する際に、医療情報を取得する目的で外部の PHR 等の情報を取り扱うことが、医療情報システムに影響を与えうる場合は、「医療情報安全管理関連ガイドライン」に沿った対策を実施する。	<input type="checkbox"/>	遵守	

		遵守／ 推奨	備考
xviii	他方で、医療機関が、医療情報システムに影響を与えずに当該情報を取り扱う場合には、セキュリティリスクについて医療機関と患者の間で合意を得た上で、オンライン診療を実施する。	<input type="checkbox"/>	遵守
1-2) 医療機関が汎用サービスを用いる場合に特に留意すべき事項（医療機関が汎用サービスを用いる場合は、1-1）に加えて下記の事項を実施）			
i	意図しない三者通信を防ぐため、医療機関から患者側につなげることを徹底し、また通信の管理者権限を患者に委譲しない。	<input type="checkbox"/>	遵守
ii	医療機関又は医療機関から委託を受けた者は、汎用サービスのセキュリティポリシーを適宜確認し、患者の問い合わせに対応できるようにする。	<input type="checkbox"/>	遵守
iii	個別の汎用サービスに内在するセキュリティリスクを理解し、必要な対策を講じる責任は医療機関にあることを理解する。	<input type="checkbox"/>	遵守 • 委託を受けた者が存在する場合は、委託契約に基づき協力する責務が委託を受けた者に課される。
iv	端末立ち上げ時、パスワード認証や生体認証などを用いて操作者の認証を行う。	<input type="checkbox"/>	遵守
2) オンライン診療システム事業者が行うべき対策 ※医療機関の医療情報管理責任者は、下記を踏まえて、所属する医師が行うべきセキュリティリスク対策を講じること。			
i	オンライン診療システムを提供する事業者は、下記を備えたオンライン診療システムを構築し、下記2-1)の項目を満たすセキュリティ面で安全な状態を保つ。	<input type="checkbox"/>	遵守
ii	オンライン診療システムを医療機関が導入する際、事業者は、医療機関に対して、医療機関が十分に理解できるまで、オンライン診療システムのセキュリティ等（※）に関する説明を行う（分かりやすい説明資料等を作成し医療機関に提示することが望ましい。）。	<input type="checkbox"/>	遵守 ※患者および医療機関がシステムを利用する際の権利、義務、情報漏洩・不正アクセス等のセキュリティリスク、医療機関・患者双方のセキュリティ対策の内容、患者への影響等
2-1) 基本事項			
i	医療機関に対して、医療機関が負う情報漏洩・不正アクセス等のセキュリティリスク及びシステム障害時の診療への影響を明確に説明する。	<input type="checkbox"/>	遵守
ii	事業者は医療機関に対して、オンライン診療のセキュリティに係る責任分界点について明確に説明し、合意した範囲において責任を負う。	<input type="checkbox"/>	遵守
iii	オンライン診療システムの中にビデオ会議システム等の汎用サービスを組み込んだシステムにおいても、事業者はシステム全般のセキュリティリスクについて、医療機関に明確に説明し、合意した責任分界点の範囲において責任を負う。	<input type="checkbox"/>	遵守
iv	事業者は、合意に基づき、脆弱性などのセキュリティリスク発生時には速やかに医療機関に状況や対応方法等の情報提供を行うなどの善管注意義務を適切に履行する。	<input type="checkbox"/>	遵守

		遵守／ 推奨	備考
v	オンライン診療システム等が医療情報システムに影響を及ぼし得るかを明らかにする。	<input type="checkbox"/>	遵守 ※第三者機関に認証されることが望ましい
vi	医療情報システム以外のシステム（端末・サーバー等）における診療にかかる患者個人に関するデータの蓄積・残存の禁止。	<input type="checkbox"/>	遵守 ※第三者機関に認証されることが望ましい
vii	システムの運用保守を行う医療機関の職員や事業者、クラウドサービス事業者のアクセス権限を管理する（※）。	<input type="checkbox"/>	遵守 ※ID/パスワードや生体認証、ICカード等により多要素認証を実施することが望ましい。またシステム運用監督者は退職者アカウントの削除など管理外になりやすい要素を重点的に監視すること。 ※第三者機関に認証されることが望ましい
viii	不正アクセス防止措置を講じること（IDS/IPS を設置する等）。	<input type="checkbox"/>	遵守 ※第三者機関に認証されることが望ましい
ix	不正アクセスやなりすましを防止するとともに、患者が医師の本人確認を行えるように、「1-1）基本事項」における医師の本人証明と医師の所属医療機関の確認が常に可能な機能を備える。	<input type="checkbox"/>	遵守 ※第三者機関に認証されることが望ましい
X	アクセスログの保全措置。	<input type="checkbox"/>	遵守 ※第三者機関に認証されることが望ましい。 ※ログ監査・監視を実施することが望ましい。
xi	端末へのウィルス対策ソフトの導入、OS・ソフトウェアのアップデートを定期的に促す機能。	<input type="checkbox"/>	遵守 ※第三者機関に認証されることが望ましい
xii	信頼性の高い機関によって発行されたサーバー証明書を用いて、通信の暗号化（TLS1.3 以上、やむを得ず 1.2 を用いる場合は十分な暗号強度とするよう留意）を実施する。	<input type="checkbox"/>	遵守 ※第三者機関に認証されることが望ましい
xiii	オンライン診療時に、複数の患者が同一の施設からネットワークに継続的に接続する場合には、IP VPN や Ipsec + IKE による接続を行う。	<input type="checkbox"/>	推奨 ※第三者機関に認証されることが望ましい
xiv	遠隔モニタリング等で蓄積された医療情報については、「医療情報安全管理関連ガイドライン」に基づいて、安全に取り扱えるシステムを確立する。	<input type="checkbox"/>	遵守 ※第三者機関に認証されることが望ましい
xiv	使用するドメインの不適切な移管や再利用が行われないように留意する。	<input type="checkbox"/>	遵守
2-2) 医療情報システムに影響を及ぼす可能性があるシステムの場合（オンライン診療システムが、医療情報システムを扱う端末で使用され、オンライン診療を行うことで、医療情報システムに影響を及ぼす可能性がある場合、2-1）に加えて「医療情報安全管理関連ガイドライン」に沿った対策を行うこと。			
i	法的保存義務のある医療情報を保存するサーバーを国内法の執行が及ぶ場所に設置する。	<input type="checkbox"/>	遵守 ※第三者機関に認証されることが望ましい
ii	医療機関に対してそれぞれの追加的リスクに関して十分な説明を行い、事故発生時の責任分界点を明らかにする。	<input type="checkbox"/>	遵守

		遵守／ 推奨	備考	
iii	医療情報を保存するシステムへの不正侵入防止対策等を講ずる。	<input type="checkbox"/>	遵守	※第三者機関に認証されることが望ましい
iv	オンライン診療システムは、上記の 2-1) 及び 2-2 を満たしているシステムであるかどうか、第三者機関に認証されるのが望ましい。	<input type="checkbox"/>	推奨	<ul style="list-style-type: none"> 第三者機関の認証としては以下のいずれかが望ましい。 一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会(HISPRO)、プライバシーマーク (JIS Q 15001)、ISMS (JIS Q 27001 等)、ITSMS (JIS Q 20000-1 等) の認証、情報セキュリティ監査報告書の取得、クラウドセキュリティ推進協議会の CS マークや ISMS クラウドセキュリティ認証 (ISO27017 の取得)
3. その他オンライン診療に関連する事項				
(1) 医師教育/患者教育				
i	医師は、オンライン診療に責任を有する者として、厚生労働省が定める研修を受講することにより、オンライン診療を実施するために必須となる知識を習得する。	<input type="checkbox"/>	遵守	
ii	医師－患者間の信頼関係を構築した上で、さらにオンライン診療の質を向上させるためには、より適切な情報の伝え方について医師－患者間で継続的に協議する。	<input type="checkbox"/>	推奨	
iii	患者が情報通信機器の使用に慣れていない場合については、オンライン診療支援者が機器の使用の支援を行ってもよいが、医師は、当該オンライン診療支援者に対して、適切なオンライン診療が実施されるよう、機器の使用方法や情報セキュリティ上のリスク、診療開始のタイミング等について、あらかじめ説明を行う。	<input type="checkbox"/>	推奨	
(2) 質評価/フィードバック				
i	オンライン診療では、質評価やフィードバックの体制の整備が必要である。質評価においては、医学的・医療経済的・社会的観点など、多角的な観点から評価を行う。	<input type="checkbox"/>	推奨	
ii	対面診療と同様に診療録の記載は必要であるが、対面診療における診療録記載と遜色の無いよう注意を払う。加えて、診断等の基礎となる情報（診察時の動画や画像等）を保管する場合は、医療情報安全管理ガイドライン等に準じてセキュリティを講じる。	<input type="checkbox"/>	遵守	
(3) エビデンスの蓄積				
i	医師は、電子カルテ等における記録において、日時や診療内容などについて可能な限り具体的な記載をするよう心掛けるとともに、オンライン診療である旨が容易に判別できるよう努める。	<input type="checkbox"/>	推奨	<ul style="list-style-type: none"> オンライン診療の安全性や有効性等に関する情報は、個々の医療機関で保有されるだけでなく、今後のオンライン診療の進展に向け社会全体で共有・分析されていくことが望ましい。

オンライン診療の実施に際し患者に対して説明すべき内容のチェックリスト

オンライン診療を安全に実施するためには、厚生労働省が示す「オンライン診療基準」及び「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守して実施することが求められます。

オンライン診療を実施する際は、以下の内容について患者に説明し、同意を得る必要があります。

以下のチェックリストは、オンライン診療を実施する際の患者への説明と同意を得る仕組み・流れについて点検を行う際にご活用ください。

オンライン診療の提供について	説明事項 にあれば✓
1 オンライン診療は、触診等を行うことができない等の理由により、得られる情報が限られているため、対面診療を適切に組み合わせ実施します。(V1(1)医師－患者関係/患者合意②v)	<input type="checkbox"/>
2 オンライン診療を実施する都度、医師がその実施の可否を判断し、オンライン診療による診療が適切でない判断した場合は、オンライン診療を中断し、対面診療に切り替えます。(V1(1)医師－患者関係/患者合意②v)	<input type="checkbox"/>
3 オンライン診療における医薬品の処方は、医師の判断に基づいて実施されます。安全のためにも、患者においては、現在服薬している医薬品を医師に正確に申告することが求められます。(V1(5)薬剤処方・管理②i)	<input type="checkbox"/>
4 オンライン診療はリアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段を用いる必要があります。メールやチャットなどのみによって診療を実施することはできません。(V1(6)診察方法 ii、QA16) ※チャット機能を活用する場合は、当該機能を活用して伝達しあう事項・範囲について医師の指示に従ってください。	<input type="checkbox"/>
5 オンライン診療は患者のプライバシーが保たれるよう、患者は物理的に外部から隔離される空間で実施する必要があります。(V2(2)患者の所在②ii) 医師と患者のいずれにおいても、第三者を同席させる場合には、都度相手方に説明し、同意を得る必要があります。(V1(6)診察方法②iv、V2(5)通信環境)	<input type="checkbox"/>
6 以下の事項を含む 診療計画 について説明します。(V1(3)診療計画②i、iii) ※初診からのオンライン診療を行う場合については、診察の後にその後の方針(例えば、次回の診察の日時及び方法並びに症状の増悪があった場合の対面診療の受診先等)を患者に説明します。その後、オンラインでの診療継続又はその見込みのある場合、可及的速やかに、診療計画を定めます。 ①オンライン診療で行う具体的な診療内容(疾病名、治療内容等) ②オンライン診療と直接の対面診療、検査の組み合わせに関する事項(頻度やタイミング等) ③診療時間に関する事項(予約制等) ④オンライン診療の方法(使用する情報通信機器等) ⑤オンライン診療を行わないと判断する条件と、条件に該当した場合に直接の対面診療に切り替える旨(情報通信環境の障害等によりオンライン診療を行うことができなくなる場合を含む) ⑥触診等できないこと等により得られる情報が限られることを踏まえ、患者が診察に対して積極的に協力する必要がある旨 ⑦急病急変時の対応方針(自らが対応できない疾患等の場合は、対応できる医療機関の明示) ⑧複数の医師がオンライン診療を実施する予定がある場合は、その医師の氏名及びどのような場合にどの医師がオンライン診療を行うかの明示 ⑨情報漏洩等のリスクに備えて、セキュリティリスクに関する責任の範囲(責任分岐点)及びそのとぎれがないこと等の明示 (例)	<input type="checkbox"/>

オンライン診療の提供について		説明事項 にあれば✓
	<p>【セキュリティリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・オンラインシステム提供事業者に対するサイバー攻撃等による患者の個人情報の漏洩・改ざん等 ・非意図的要因（操作ミス等）や災害による IT 障害等 ・第三者による画面の覗き見による個人情報の漏洩等 <p>【医療機関及びオンライン診療システム提供事業者に課される事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関は、患者に対してオンライン診療の実施に伴うセキュリティリスクを説明し、オンライン診療に用いるシステムを利用することについての合意を得た上で、双方が合意した旨を診療録に記載し、オンライン診療を実施すること。 ・医師は、患者に対しあらかじめ情報通信機器の使用法、医療情報のセキュリティ上安全な取扱い等について説明すること。 ・オンライン診療の際、医療情報システムに影響を及ぼす可能性があるオンライン診療システムを使用する際は医療情報安全管理ガイドライン等に沿った対策を講ずること。 ・オンライン診療の際、医療情報を取得する目的で外部の PHR 等の情報を取り扱うことが、医療情報システムに影響を及ぼす可能性がある場合には医療情報安全管理ガイドライン等に沿った対策を講ずること。 ・汎用サービス（Teams、LINE 等）を使用する際は、汎用サービスが医療情報システムに影響を与えない設定とすること。また、意図しない三者通信を防ぐために、医療機関から患者に繋げること。 	
オンライン診療の提供体制について		説明事項 にあれば✓
7	<p>オンライン診療に伴うセキュリティおよびプライバシーのリスクに関連して、患者様には以下の注意事項を守っていただくようお願いいたします。（V2(5)通信環境3）</p> <p>①オンライン診療に使用するシステムに伴うリスクを把握した上で、オンライン診療を受診してください。 （例）リスクスマートフォンの紛失や、パソコン上のウイルス感染に伴う医療情報の漏洩等 取りうる対策パスワード設定、生体認証設定、ウイルスソフトのインストール等</p> <p>②オンライン診療を行う際は、使用するアプリケーション、OS が適宜アップデートされていることを確認してください。</p> <p>③医師側の了解なく、ビデオ通話を録音、録画、撮影しないでください。</p> <p>④医師のアカウント情報等を診療に関わりのない第三者に提供しないでください。</p> <p>⑤医師との通信中は、医師との同意がない限り第三者を参加させないでください。</p> <p>⑥汎用サービス（Teams、LINE 等）を使用する際は、医師側からおつなぎしますので、患者様側からは発信しないでください。</p> <p>⑦原則、医療機関側が求めない限り、あるいは指示に反して、チャット機能の利用やファイルの送付などは行わないでください。特に外部 URL への誘導を含むチャットはセキュリティリスクが高いため行わないでください。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>

以上

※参考資料総務省「遠隔医療モデル参考書-オンライン診療版-」（令和6年5月）

日本プライマリ・ケア連合学会「プライマリ・ケアにおけるオンライン診療ガイド」（version2.0）

厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」

総務省・経済産業省「医療情報を取り扱う情報システム・サービス提供事業者における安全ガイドライン」

基準等遵守の確認をするためのチェックリスト

「オンライン診療基準」及び「オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成 30 年 3 月）」に準拠

確認日：_____

確認者：_____

		遵守／ 推奨	備考
(1) オンライン診療受診施設			
i オンライン診療受診施設は、対面診療が行われる場合と同程度に、清潔かつ安全でなければならない。 ii プライバシーが保たれるよう、患者が物理的に外部から隔離される空間においてオンライン診療が行わなければならない。 具体的な取組 (_____)	<input type="checkbox"/>	遵守	
(2) 通信環境（情報セキュリティ・プライバシー・利用端末）			
1) オンライン診療受診施設が行うべき対策			
i オンライン診療受診施設は、オンライン診療に用いるシステムによって講じるべき対策が異なることを理解し、オンライン診療を計画する際には、患者に対してセキュリティリスクを説明し、同意を得る。	<input type="checkbox"/>	遵守	・ オンライン診療受診施設は、システムは適宜アップデートされ、リスクも変わり得ることなど、理解を深める。
1-1) 基本事項			
i オンライン診療受診施設は、オンライン診療に用いるシステムを提供する事業者（以下「事業者」という。）による説明を受け（※）、十分な情報セキュリティ対策が講じられていることを確認する。	<input type="checkbox"/>	遵守	※システムに関する個別の説明を受けるのみならず、事業者が提示している情報提供内容を自ら確認することを含む。
当該確認に際して、オンライン診療受診施設は責任分界点について確認し、システムの導入に当たっては、そのリスクを十分に理解する。	<input type="checkbox"/>	遵守	
ii オンライン診療システムを用いる場合は、オンライン診療受診施設は OS やソフトウェアのアップデートについて、事業者と協議・確認した上で実施する。 アップデートができない等の個別対応が必要な場合には、事業者からの説明、情報提供等を受け、必要な対応を実施する。	<input type="checkbox"/>	遵守	
iii オンライン診療受診施設は、必要に応じてセキュリティソフトをインストールする。	<input type="checkbox"/>	遵守	

		遵守／ 推奨	備考
iv	オンライン診療に用いるシステムを使用する際には、多要素認証を用いる。	<input type="checkbox"/>	推奨
v	オンライン診療システムが後述の2)に記載されている要件を満たしていることを確認する。	<input type="checkbox"/>	遵守
vi	オンライン診療受診施設の職員は、オンライン診療の研修等を通じて、セキュリティリスクに関する情報を適宜アップデートする。	<input type="checkbox"/>	遵守
1-2)オンライン診療受診施設が汎用サービスを用いる場合に特に留意すべき事項（オンライン診療受診施設が汎用サービスを用いる場合は、1-1)に加えて下記の事項を実施）			
i	オンライン診療受診施設又はオンライン診療受診施設から委託を受けた者は、汎用サービスのセキュリティポリシーを適宜確認し、患者の問い合わせに対応できるようにする。	<input type="checkbox"/>	遵守
ii	個別の汎用サービスに内在するセキュリティリスクを理解し、必要な対策を講じる責任はオンライン診療受診施設にあることを理解する。	<input type="checkbox"/>	遵守 • 委託を受けた者が存在する場合は、委託契約に基づき協力する責務が委託を受けた者に課される。
iii	端末立ち上げ時、パスワード認証や生体認証などを用いて操作者の認証を行う。	<input type="checkbox"/>	遵守
2) オンライン診療システム事業者が行うべき対策 ※オンライン診療受診施設の設置者又は管理・運営責任者は、下記を踏まえて、セキュリティリスク対策を講じること。			
i	オンライン診療システムを提供する事業者は、下記を備えたオンライン診療システムを構築し、下記2-1)の項目を満たすセキュリティ面で安全な状態を保つ。	<input type="checkbox"/>	遵守
ii	オンライン診療システムをオンライン診療受診施設が導入する際、事業者は、オンライン診療受診施設に対して、オンライン診療受診施設が十分に理解できるまで、オンライン診療システムのセキュリティ等（※）に関する説明を行う（分かりやすい説明資料等を作成しオンライン診療受診施設に提示することが望ましい。）。	<input type="checkbox"/>	遵守 ※患者、医療機関及びオンライン診療受診施設がシステムを利用する際の権利、義務、情報漏洩・不正アクセス等のセキュリティリスク、患者・医療機関・オンライン診療受診施設三者のセキュリティ対策の内容、患者への影響等
2-1) 基本事項			
i	オンライン診療受診施設に対して、オンライン診療受診施設が負う情報漏洩・不正アクセス等のセキュリティリスク及びシステム障害時の診療への影響を明確に説明する。	<input type="checkbox"/>	遵守
ii	事業者はオンライン診療受診施設に対して、オンライン診療のセキュリティに係る責任分界点について明確に説明し、合意した範囲において責任を負う。	<input type="checkbox"/>	遵守
iii	オンライン診療システムの中にビデオ会議システム等の汎用サービスを組み込んだシステムにおいても、事業者はシステム全般のセキュリティリスクについて、オンライン診療受診施設に明確に説明し、合意した責任分界点の範囲において責任を負う。	<input type="checkbox"/>	遵守
iv	事業者は、合意に基づき、脆弱性などのセキュリティリスク発生時には速やかにオンライン診療受診施設に状況や対応方法等の情報提供を行うなどの善管注意義務を適切に履行する。	<input type="checkbox"/>	遵守

		遵守／ 推奨	備考
v	システム（端末・サーバー等）における診療にかかる患者個人に関するデータの蓄積・残存の禁止。	<input type="checkbox"/>	遵守 • 2-2）に該当する場合を除く。 ※第三者機関に認証されることが望ましい
vi	システムの運用保守を行うオンライン診療受診施設の職員や事業者、クラウドサービス事業者のアクセス権限を管理する（※）。	<input type="checkbox"/>	遵守 ※ID/パスワードや生体認証、ICカード等により多要素認証を実施することが望ましい。またシステム運用監督者は退職者アカウントの削除など管理外になりやすい要素を重点的に監視すること。 ※第三者機関に認証されることが望ましい
vii	不正アクセス防止措置を講じること（IDS/IPS を設置する等）。	<input type="checkbox"/>	遵守 ※第三者機関に認証されることが望ましい
viii	アクセスログの保全措置。	<input type="checkbox"/>	遵守 • ログ監査・監視を実施することが望ましい。 ※第三者機関に認証されることが望ましい
ix	端末へのウイルス対策ソフトの導入、OS・ソフトウェアのアップデートを定期的に促す機能。	<input type="checkbox"/>	遵守 ※第三者機関に認証されることが望ましい
x	信頼性の高い機関によって発行されたサーバー証明書を用いて、通信の暗号化（TLS1.3 以上、やむを得ず 1.2 を用いる場合は十分な暗号強度とするよう留意）を実施する。	<input type="checkbox"/>	遵守 ※第三者機関に認証されることが望ましい
xi	オンライン診療時に、複数の患者が同一の施設からネットワークに継続的に接続する場合には、IP VPN や Ipsec + IKE による接続を行う。	<input type="checkbox"/>	推奨 ※第三者機関に認証されることが望ましい
xii	遠隔モニタリング等で蓄積された医療情報については、「医療情報安全管理関連ガイドライン」に基づいて、安全に取り扱えるシステムを確立する。	<input type="checkbox"/>	遵守 ※第三者機関に認証されることが望ましい
xiii	使用するドメインの不適切な移管や再利用が行われないように留意する。	<input type="checkbox"/>	遵守
2-2) システム内で診療にかかる患者個人に関するデータを蓄積・残存する場合、2-1) に加えて「医療情報安全管理関連ガイドライン」に沿った対策を行うこと。			
i	オンライン診療受診施設に対してそれぞれの追加的リスクに関して十分な説明を行い、事故発生時の責任分界点を明らかにする。	<input type="checkbox"/>	遵守
ii	医療情報を保存するシステムへの不正侵入防止対策等を講ずる。	<input type="checkbox"/>	遵守 ※第三者機関に認証されることが望ましい

		遵守／ 推奨	備考
	iii オンライン診療システムは、上記の 2-1) 及び 2-2 を満たしているシステムであるかどうか、第三者機関に認証されるのが望ましい。	<input type="checkbox"/>	推奨 • 第三者機関の認証としては以下のいずれかが望ましい。 一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会（HISPRO）、プライバシーマーク（JIS Q 15001）、ISMS（JIS Q 27001 等）、ITSMS（JIS Q 20000-1 等）の認証、情報セキュリティ監査報告書の取得、クラウドセキュリティ推進協議会の CS マークや ISMS クラウドセキュリティ認証（ISO27017）の取得
3. その他オンライン診療に関連する事項			
(1)当該施設において、オンライン診療を提供する連携医療機関等の名称等の公表			
	i オンライン診療受診施設は、患者の選択に資するため当該施設において、オンライン診療を提供する連携医療機関の名称等を公表する。	<input type="checkbox"/>	遵守
(2)遠隔で施設を管理等する場合			
	i 通信機器の不具合や患者急変時等に、患者・オンライン診療を行う医師/医療機関・都道府県等が連絡する連絡先を提示し、速やかに対応できる体制を確保する。 速やかに対応できる体制の確保の具体的内容 ()	<input type="checkbox"/>	遵守
(3)法人がオンライン診療受診施設を設置する場合			
	i 設置者が法人の場合は、管理・運営責任者を定める必要がある。	<input type="checkbox"/>	遵守

安心・安全にオンライン診療を受けるためのチェックリスト

オンライン診療を正しく理解し、安心・安全に利用いただくために特に重要なポイントや注意事項をまとめました（※）。
これからオンライン診療を初めて利用される方、ご関心のある方はぜひご一読ください。

項目	ポイントや注意事項	理解 できたら✓
オンライン診療 について	オンライン診療は対面診療と組み合わせて実施します。患者さんの症状や状態によっては、医師の判断により、オンライン診療を中止し、 対面による診療に変更する場合があります。	<input type="checkbox"/>
	初診からのオンライン診療は、原則として「 かかりつけの医師 」が行います。 「かかりつけの医師」以外がオンライン診療を行う場合には、診療前に、医師が患者さんの症状や情報を確認します。適切な診察のためにも、 事前の問診には正確に答えることが重要です。 ※かかりつけの医師とは、日頃から直接の対面診療を行っているなど、すでに患者さんと直接的な関係がある医師のことをいいます。	<input type="checkbox"/>
医薬品の処方・管理について	初診の場合には、 以下の処方はできません。 <ul style="list-style-type: none"> 麻薬及び睡眠薬や抗不安薬等の向精神薬の処方 基礎疾患等の情報が把握できていない患者さんに対する特に安全管理が必要な医薬品の処方 基礎疾患等の情報が把握できていない患者さんに対する8日分以上の処方 	<input type="checkbox"/>
	医薬品の中には、処方に当たって飲み合わせを調整するなど、特に注意を要するものがあります。 医師が適切に判断できるよう、 現在使用している医薬品（市販薬を含む）について正確に申告する必要があります。	<input type="checkbox"/>
診察方法について	オンライン診療では、 文字、写真及び録画動画のみのやりとりは認められていません。	<input type="checkbox"/>
オンライン診療を受ける場所について	診察の内容は患者さんにとって非常に重要な個人情報です。自宅や職場等からオンライン診療を受けることができますが、必ず、清潔で安全が保たれかつ、 プライバシーが保たれる空間 でオンライン診療を受けてください。（運転中の車内、周囲に人がいる喫茶店等でのご利用は控えてください。）	<input type="checkbox"/>
通信環境について	医療提供施設（オンライン診療受診施設を含む。以下同じ。）では、情報漏洩等がないよう、適切なセキュリティ対策を講じています。医師側・患者さん側双方の個人情報保護のため、以下の点についてご理解・ご協力ください。	
	医師の了解なく、 ビデオ通話を録音、録画、撮影しないでください。	<input type="checkbox"/>
	医師のアカウント等の情報を、診療に関わりのない第三者に提供しないでください。	<input type="checkbox"/>
	医師との通信中は、 第三者を参加させないでください。 患者さん以外の方（家族含む）が立ち会う場合、 事前に医師の許可を得てください。	<input type="checkbox"/>
	医療提供施設におけるセキュリティ対策のため、 医師の許可なく、チャット機能の利用やファイルの送付などは行わないでください。 特に、 チャットに URL を添付することは行わないでください。	<input type="checkbox"/>
	その他、オンライン診療に係るアプリやサービスの利用にあたっては、使用するアプリやサービスのセキュリティリスク及び情報の取扱いを十分ご確認のうえ、医療機関の指示に従ってください。	<input type="checkbox"/>

オンライン診療で適切な医療を受けるためには、医師と患者さんの間で、より適切な情報の伝え方について
継続的に相談することが重要です。

※医療提供施設においては上記のポイント・注意事項を含むオンライン診療基準及びオンライン診療指針を遵守して、オンライン診療を実施することが求められています。

事務連絡
令和8年3月27日

別記団体 御中

厚生労働省医政局総務課

「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」
の一部改正等について（周知依頼）

標記について、別添のとおり、各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部局宛てに通知を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政総発 0327 第 1 号
令和 8 年 3 月 27 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための
診療所の開設について」の一部改正等について

「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」（令和 6 年 1 月 16 日付け医政発 0116 第 2 号厚生労働省医政局総務課長通知）（以下「通知」という。）において、オンライン診療のための医師非常駐の診療所について、都道府県等が必要があると認めた場合には、特例的にその開設を認めてきたところ。

今般、医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）により、令和 8 年 4 月 1 日から施行される改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）において、オンライン診療に関する規定が新設されたことを踏まえ、別紙 1 のとおり、通知を改正することとしたので通知する。

また、規制改革実施計画（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、「オンライン診療のための医師非常駐の診療所の開設基準について、面積基準は不要であることを明らかにした上で、その開設の届出様式及び必要書類について、不適切なローカルルールを防止し、事務手続の負担軽減を図る観点から、合理的な標準様式等を示すこと。」とされた。

オンライン診療のための医師非常駐の診療所においては、病室等の構造設備を想定しておらず、病室の面積基準は不要であり、開設許可申請書及び開設届の標準様式を別紙 2 及び 3 のとおり示すこととしたので、都道府県においては、参考とされたい。

【添付資料】

（別紙 1）通知

（別紙 2）オンライン診療のための医師非常駐診療所 開設許可申請書（標準様式）

（別紙 3）オンライン診療のための医師非常駐診療所 開設届出書（標準様式）

医政総発 0116 第 2 号
令和 6 年 1 月 16 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について

規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において、デジタルデバイスに明るくない者等の医療の確保の観点から、へき地等に限らず都市部を含め、公民館等にオンライン診療のための医師が常駐しない診療所の開設を可能とすることについて、引き続き検討し、結論を得るとされたことを踏まえ、今般、下記のとおり整理しましたので、内容について御了知の上、管内の医療機関に対し、周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

本通知は、令和 6 年 1 月 16 日より適用し、令和 5 年 5 月 18 日医政総発 0518 第 1 号医政局総務課長通知「へき地等において特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」は廃止します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. オンライン診療のための医師非常駐の診療所について、必要性があると認められた場合においては、特例的に、医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設を認めることとする。

なお、この場合においても、当該診療所の管理者は、当該診療所のスタッフと常時連絡を取れる体制を確保する等、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する管理者としての責務を確実に果たすことができるようにすることが必要である。

この場合において、医療法第7条第1項又は同法第8条第1項に規定する診療所の開設の申請等を受けた都道府県知事（当該診療所の開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。）は、特例的にオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設する必要性の確認にあたって、現状では、例えば、自宅でのオンライン診療の受診又は患者が必要とする医療機関の適時の利用が困難であり、オンライン診療の受診を希望する住民が存在する場合など、住民の受診機会が不十分であると考えられる理由の提出を求めること。

また、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月。以下「指針」という。）を遵守可能な体制が整っていること（以下（2）において同じ。）を実地調査も通じて確認し、当該診療所の管理者に対して「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について（オンライン診療関係）」（令和8年3月27日医政発0327第5号厚生労働省医政局長通知。以下「施行通知」という。）に添付の別添3「（医療機関向け）基準等遵守の確認をするためのチェックリスト」及び急変時の対応について事前に合意した対面で対応可能な医療機関名（当該診療所の管理者が所属する医療機関が急変時に自ら対面で対応を行う場合は当該医療機関名）の提出を求めること。その上で、急変時の対応を確実なものとするため、医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の管理者が所属する医療機関については、当該医療機関が自ら急変時に対面で対応を行う場合を除き、こうした急変時の対応について合意した医療機関と連携可能な地域の医療機関とすること。

また、地域医療に与える影響やその可能性について、地域医師会等、診療に関する学識経験者の団体等と連携して把握すること。

さらに、概ね1年毎に、指針を遵守可能な体制を整えているか確認するとともに、オンライン診療の実施件数について報告を求め、地域医療に与える影響やその可能性について、地域医師会等、診療に関する学識経験者の団体等と連携して把握すること。

2. オンライン診療によって住民の受診機会が確保されると必要性を認めた場合において、オンライン診療が病院又は診療所（以下「医療機関」という。）の事業として行われる場合であって、定期的に反覆継続（おおむね毎週2回以上とする。）して行われることのない場合又は一定の地点において継続（おおむね3日以上とする。）して行われることのない場合については、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年6月20日付け医政発第554号厚生省医務局長通知。）により、新たに診療所開設の手続を要しない場合があるが、当該通知中第二の二（一）～（四）の手続を遵守する必要があること。

この場合において、実施計画の提出を受けた、都道府県知事は、指針を遵守可能な体制が整っていることを実地調査も通じて確認するとともに、当該医療機関の管理者に対して施行通知に添付の別添3「（医療機関向け）基準等遵守の確認をするためのチェックリスト」及び急変時の対応について事前に合意した対面で対応可能な医療機関名（オンライン診療を実施する医療機関が急変時に自ら対面で対応を行う場合は当該医療機関名）の提出を求めること。その上で、急変時の対応を確実なものとするため、オンライン診療を実施する医療機関については、当該医療機関が自ら急変時に対面で対応を行う場合を除き、こうした急変時の対応について合意した医療機関と連携可能な地域の医療機関とすること。

また、地域医療に与える影響やその可能性について、地域医師会等、診療に関する学識経験者の団体等と連携して把握すること。

さらに、概ね1年毎に、指針を遵守可能な体制を整えているか確認するとともに、オンライン診療の実施件数について報告を求め、地域医療に与える影響やその可能性について、地域医師会等、診療に関する学識経験者の団体等と連携して把握すること。

オンライン診療のための医師非常駐診療所 開設許可申請書（標準様式）

年 月 日

（都道府県知事、保健所設置市長、特別区長） 殿

開設者 住所 〒

氏名

（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

医療法第7条第1項の規定により次のとおり診療所の開設の許可を受けたいので、申請します。

診療所の名称						
開設の場所	〒 電話番号					
診療を行おうとする科目						
開設の目的及び維持の方法						
オンライン診療所のための診療所が開設の場所において必要と考える理由						
医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員	職 種	定 員	職 種	定 員	職 種	定 員
敷地の面積及び平面図						
敷地周囲の見取り図						
建物の構造概要及び平面図						
※歯科医業を行う診療所であつて、歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要						
開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例						
開設の予定年月						
急変時の対応について事前に合意した対面で診療可能な医療機関名						
※当該診療所の管理者が所属する医療機関が自ら対面で行う場合は当該医療機関名						

※「(医療機関向け) 基準等遵守の確認をするためのチェックリスト」も併せて提出すること。

オンライン診療のための医師非常駐診療所 開設届出書（標準様式）

年 月 日

（都道府県知事、保健所設置市長、特別区長） 殿

開設者 住所 〒

氏名

（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

医療法第8条第1項の規定により次のとおり診療所の開設について届け出ます。

診療所の名称						
開設の場所		〒 電話番号				
診療を行おうとする科目						
開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であって、現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときはその旨						
開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であって、同時に二以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときはその旨						
オンライン診療所のための診療所が開設の場所において必要と考える理由						
医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員	職 種	定 員	職 種	定 員	職 種	定 員
敷地の面積及び平面図						
建物の構造概要及び平面図						
※歯科医業を行う診療所であって、歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要						
開設の年月日						
管理者	住 所	〒 電話番号				
	氏 名					
診療に従事する医師（歯科医師）	氏 名					
	担当診療科名					

	診 療 日	
	診 療 時 間	
業務に従事する助産師	氏 名	
	勤 務 日	
	勤 務 時 間	
薬剤師が勤務するときは、その氏名		
急変時の対応について事前に合意した対面で診療可能な医療機関名 ※当該診療所の管理者が所属する医療機関が自ら対面で行う場合は当該医療機関名		

※ 「(医療機関向け) 基準等遵守の確認をするためのチェックリスト」を併せて提出すること

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>この場合において、医療法第7条第1項又は同法第8条第1項に規定する診療所の開設の申請等を受けた都道府県知事（当該診療所の開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。）は、特例的にオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設する必要性の確認にあたって、現状では、例えば、自宅でのオンライン診療の受診又は患者が必要とする医療機関の適時の利用が困難であり、オンライン診療の受診を希望する住民が存在する場合など、住民の受診機会が不十分であると考えられる理由の提出を求めること。</p> <p>また、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月。以下「指針」という。）を遵守可能な体制が整っていること（以下（2）において同じ。）を实地調査も通じて確認し、当該診療所の管理者に対して「<u>医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について（オンライン診療関係）</u>」（令和8年3月27日医政発0327第5号厚生労働省医政局長通知。以下「<u>施行通知</u>」という。）に添付の別添3「<u>（医療機関向け）基準等遵守の確認をするためのチェックリスト</u>」及び急変時の対応について事前に合意した対面で対応可能な医療機関名（当該診療所の管理者が所属する医療機関が急変時に自ら対面で対応を行う場合は当該医療機関名）の提出を求めること。（略）</p> <p>(略)</p> <p>2. (略)</p> <p>この場合において、実施計画の提出を受けた、都道府県知事は、指針を遵守可能な体制が整っていることを实地調査も通じて確認するとともに、当該医療機関の管理者に対して<u>施行通知に添付の別添3「（医療機関向け）基準等遵守の確認をするためのチェックリスト</u>」及び急変時の対応について事前に合意した対面で対応可能な医療機関名（オンライン診療を実施する医療機関が急変時に自ら対面で対応を行う場合は当該医療機関名）の提出を求めること。（略）</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>この場合において、医療法第7条第1項又は同法第8条に規定する診療所の開設の申請等を受けた都道府県知事（当該診療所の開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。）は、特例的にオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設する必要性の確認にあたって、現状では、例えば、自宅でのオンライン診療の受診又は患者が必要とする医療機関の適時の利用が困難であり、オンライン診療の受診を希望する住民が存在する場合など、住民の受診機会が不十分であると考えられる理由の提出を求めること。</p> <p>また、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月<u>（令和5年3月最終改正）</u>。以下「指針」という。）を遵守可能な体制が整っていること（以下（2）において同じ。）を实地調査も通じて確認し、当該診療所の管理者に対して<u>別添のチェックシート</u>及び急変時の対応について事前に合意した対面で対応可能な医療機関名（当該診療所の管理者が所属する医療機関が急変時に自ら対面で対応を行う場合は当該医療機関名）の提出を求めること。（略）</p> <p>(略)</p> <p>2. (略)</p> <p>この場合において、実施計画の提出を受けた、都道府県知事は、指針を遵守可能な体制が整っていることを实地調査も通じて確認するとともに、当該医療機関の管理者に対して<u>別添のチェックシート</u>及び急変時の対応について事前に合意した対面で対応可能な医療機関名（オンライン診療を実施する医療機関が急変時に自ら対面で対応を行う場合は当該医療機関名）の提出を求めること。（略）</p>

(略)

(削除)

(略)

別添 オンライン診療の適切な実施に関する指針 チェックリスト

事務連絡
令和8年3月27日

別記団体 御中

厚生労働省医政局総務課

「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」及び「医療機関外の場所で行う健康診断の取り扱いについて」の改正について（周知依頼）

標記について、別添のとおり、各都道府県知事宛てに通知を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発0327第6号
令和8年3月27日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」及び「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」の改正について

巡回診療については、これまで、公衆又は特定多数人に対して医療が行われるものであり、原則として診療所の開設に該当するものとして取り扱ってきたところであるが、無医地区における医療の確保等を目的として特に必要な巡回診療を行う場合であって、実施主体の既存の医療機関における通常の診療に支障が生じない場合については、その手続を簡素化しているところ。

一方で、これまでおおむね三箇月から六箇月ごとに、巡回診療を行う場所及び場所毎の医師又は歯科医師である実施責任者の氏名等を記載した実施計画等の提出を求めることとしており、都道府県や病院又は診療所の事務負担が大きい等の課題があることを踏まえ、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年6月20日付け医発第554号厚生省医務局長通知）の一部を別添1のとおり改正し、見直しや解釈の明確化を行うこととしたので通知する。

また、「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」（平成7年11月29日付け健政発第927号厚生省健康政策局長通知）の一部についても別添2のとおり改正し、巡回診療と同様に、見直しや解釈の明確化を行うこととしたので併せて通知する。

貴職におかれては、管下保健所設置市、特別区、関係団体等に対し、改めて今回通知する巡回診療及び巡回健診の医療法上の取扱いについて周知いただきたい。

医 発 第 554 号
昭和37年 6 月20日

各 都道府県知事 殿

厚生省医務局長

巡回診療の医療法上の取り扱いについて

いわゆる巡回診療(巡回診療において行われる予防接種も含む。)については、その実施の方法に種々の態様のものがみられるが、これらはいずれも一定地点において公衆又は特定多数人に対して診療が行なわれるものであり、原則として医療法上は診療所の開設に該当するものと解される。しかしながら、無医地区における医療の確保又は地域住民に対して特に必要とされる結核、成人病等の健康診断の実施等を目的として行なう巡回診療であつて、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められるものについては、医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化をはかることが適当であると考えられるので、今後これらの巡回診療に関しては、左記のとおり取り扱つて差し支えないこととしたので通知する。

なお、この取り扱いは、巡回診療が特に必要である場合に認められるものであるので、巡回診療実施計画、実施主体の定款又は寄附行為及び実施主体の既存の病院又は診療所における通常の診療に支障の生じないこと等について十分確認のうえ適用することとし、これが必要と認められなくなつた場合には直ちにこの取り扱いを中止することとされたい。

記

第一 この取り扱いは、次のいずれかに該当する場合にのみ認められるものであること。

一 巡回診療車又は巡回診療船であつて当該車輛又は船舶内において診療を行なうことができる構造となつているもの(以下「移動診療施設」という。)を利用する場合。

二 移動診療施設以外の施設を利用して行なわれる巡回診療であつて、定期的

に反覆継続（おおむね毎週二回以上とする。）して行なわれることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね三日以上とする。）して行なわれることのないもの。

第二 医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については次のとおりとすること。

一 巡回診療が病院又は診療所の事業として行われるものでない場合。

(一) 巡回診療の実施主体毎に診療所開設の手続をとるものとする。

(二) この場合医療法施行規則第一条の一四第一項に基づく開設の許可申請又は届出にあつては、次のとおりの取り扱いとすること。

ア 実施主体が当該都道府県内に所在しない場合は、開設者の住所については、実施主体の住所に併せて、当該都道府県内の連絡場所を記載させること。

イ 開設の場所に代えて、巡回診療を行なう場所（※）並びに場所（※）毎の医師又は歯科医師である実施責任者の氏名及び診療を担当する医師又は歯科医師の氏名（又はあらかじめ担当することが予期される医師又は歯科医師の氏名の一覧）及び担当診療科目を記した実施計画を提出させること。

これを変更したときも同様とすること。

※ 都道府県や病院又は診療所双方の事務負担軽減に資するため、実施主体が巡回診療の実績を記録し、求めに応じて都道府県に提出できる体制を確保する旨をあらかじめ都道府県に申し出た場合は、実施計画には巡回診療を行う「場所」ではなく「地区」単位で記載することで足りる。

なお、ここでいう「地区」とは都道府県が、巡回診療の実施範囲を明確に把握できることが重要であり、具体的には「町」や「字」等を想定している。

ウ 開設の目的及び維持の方法については開設の目的のみを記載させること。

エ 移動診療施設を利用する場合は、敷地及び建物の状況にかえて、当該移動診療施設において診療の用に供するエックス線装置等を利用する

場合に限り、その旨を記載させること。

なお、これを変更した場合には変更許可又は届出の手続をとらせること。

(三) (二)のイに記した医師又は歯科医師である実施責任者をもつて管理者とみなして差し支えないこと。なお、この場合に医療法第一二条第二項の規定に基づく許可は要しないものとして差し支えないこと。

(四) 医療法施行令第四条の二第一項及び第二項の規定に基づく届出は、行わなくて差し支えないこと。

(五) 医療法第八条第一項及び医療法施行令第四条第三項の規定に基づく医療法施行規則第四条第三号に規定する事項に関する届出は、行わなくて差し支えないこと。

(六) 開設の許可をなすにあつては、当該巡回診療を行なうためにのみ許可されること及び(二)のイに記した実施計画が引き続き提出されない場合であつて、正当な休止の理由のない場合には、廃止されたものとする旨申請者に承知させること。

(七) 巡回診療を行なうにあつては、衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。

二 巡回診療が病院又は診療所の事業として当該病院又は診療所の所在する都道府県内で行なわれる場合

(一) 新たに診療所開設の手続を要しないものとするが、当該病院又は診療所から次に掲げる事項の提出を求めること。

これを変更したときも同様とすること。

ア 当該病院又は診療所の開設者の名称及び主たる事務所の所在地

イ 当該病院又は診療所の名称及び所在地

ウ 巡回診療を行なう場所(※)並びに場所(※)毎の医師又は歯科医師である実施責任者の氏名及び診療を担当する医師又は歯科医師の氏名(又はあらかじめ担当することが予期される医師又は歯科医師の氏名の一覧)及び担当診療科目を記した実施計画

※ 都道府県や病院又は診療所双方の事務負担軽減に資するため、実施主体が巡回診の実績を記録し、求めに応じて都道府県に提出できる体制を確保する旨をあらかじめ都道府県に申し出た場合は、実施

計画には巡回診療を行う「場所」ではなく「地区」単位で記載することです。

なお、ここでいう「地区」とは都道府県が、巡回診療の実施範囲を明確に把握できることが重要であり、具体的には「町」や「字」等を想定している。

- エ 診療を行なおうとする科目
 - オ 巡回診療実施の目的
 - カ 移動診療施設において診療の用に供するエックス線装置等を利用する場合は、その旨
 - キ 当該病院又は診療所の開設者が公益法人等である場合には定款又は寄附行為
- (二) (一)のウに記した医師又は歯科医師である実施責任者をして当該病院又は診療所の管理者の指揮監督のもとに医療法及びこれに基づく法令の管理者に関する規定に則つて巡回診療を管理させること。
 - (三) 巡回診療の実施に関しては、医療法施行令第四条又は第四条の二第一項若しくは第二項の規定に基づく許可又は届出を要しないものとして差し支えないこと。
 - (四) 巡回診療を行なうにあつては衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。
- 三 巡回診療が、病院又は診療所の事業として行なわれる場合であつても、当該病院又は診療所が巡回診療を行なう都道府県内に所在しない場合
- 一と同様の取り扱いとすること。

健政発第927号
平成7年11月29日

各 都道府県知事 殿

厚生省健康政策局長

医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて

標記について、疾病予防、成人病の早期発見等に係る国民の関心の高まりなどを背景に、医療機関外の場所で行う健康診断（以下「巡回健診」という。）に対する需要が増加しているところであるが、今般国民がより身近に健康診断を受けることを可能とするため、巡回健診の医療法上の取扱いを左記のとおり定めることとしたので通知する。

なお、実施主体の既存の病院又は診療所における通常の診療に支障の生じないことについて十分確認のうえ、この取扱いを適用することとされたい。

記

- 1 既存の病院又は診療所の事業として巡回健診を行う場合における医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。
 - (1) 次のアからウまでのいずれをも満たす巡回健診の実施については、新たに診療所開設の手続を要しないものとする。
 - ア 結核予防法、労働安全衛生法等に基づく健康診断、老人保健法に基づく医療等以外の保健事業としての健康診査、保険者からの委託に基づく健康診断等、公共的な性格を有する定型的な健康診断のみを実施する巡回健診（疾病の治療を前提としたものを除く。）であること。
 - イ 当該病院又は診療所の所在する都道府県内で行われるものであること。
 - ウ 次のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 巡回健診車又は巡回健診船であって当該車輛又は船舶内において健康診断を行うことができる構造設備となっているもの（以下「移動健診施設」という。）を利用する場合

(イ) 移動健診施設以外の施設を利用して行われる巡回健診であって、定期的に反覆継続（おおむね週二回以上とする。）して行われることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね三日以上とする。）して行われることのないもの

(2) (1)による場合、当該病院又は診療所から次に掲げる事項の提出を求めること。これを変更したときも同様とすること。

ア 当該病院又は診療所の開設者の名称及び主たる事務所の所在地

イ 当該病院又は診療所の名称及び所在地

ウ 巡回健診を行う場所（※）及び場所（※）毎の医師又は歯科医師である実施責任者の氏名（又はあらかじめ担当することが予期される医師又は歯科医師の氏名の一覧）を記した実施計画

※ 都道府県や病院又は診療所双方の事務負担軽減に資するため、実施主体が巡回健診の実績を記録し、求めに応じて都道府県に提出できる体制を確保する旨をあらかじめ都道府県に申し出た場合は、実施計画には巡回健診を行う「場所」ではなく、「地区」単位で記載することで足りる。

なお、ここでいう「地区」とは都道府県が、巡回健診の実施範囲を明確に把握できることが重要であり、具体的には「町」や「字」等を想定している。

エ 健康診断の項目

オ 実施の目的

カ 移動健診施設を利用する場合において診療の用に供するエックス線装置等を利用する場合は、その旨

(3) (1)による場合、次の点に留意して指導監督を行うこと。

ア 当該病院又は診療所の管理者の指揮監督の下に(2)ウの医師又は歯科医師である実施責任者に医療法及びこれに基づく法令の管理者に関する規定に則って巡回健診を管理させること。

イ 巡回健診を行うに当たっては、衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。

ウ 医療法人が巡回健診を行う場合にあっては、当該病院又は診療所の事業として行われるものであるため、定款又は寄附行為の変更（新規事業の追

加) は不要であること。

- 2 巡回健診が1(1)に該当しない場合には、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年6月20日付け医発第554号厚生省医務局長通知）の例により診療所開設の手続をとるものとする。

○ 巡回診療の医療法上の取り扱いについて（昭和 37 年 6 月 20 日医発第 554 号厚生省医務局長通知）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については次のとおりとすること。</p> <p>一 巡回診療が病院又は診療所の事業として行われるものでない場合。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) この場合医療法施行規則第一条の一四第一項に基づく開設の許可申請又は届出にあつては、次のとおりの取り扱いとすること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 開設の場所に代えて、巡回診療を行なう場所 <u>(※)</u> 並びに場所 <u>(※)</u> 毎の医師又は歯科医師である実施責任者の氏名及び診療を担当する医師又は歯科医師の氏名 <u>(又はあらかじめ担当することが予期される医師又は歯科医師の氏名一覧)</u> 及び担当診療科目を記した実施計画を提出させること。</p> <p><u>※ 都道府県や病院又は診療所双方の事務負担軽減に資するため、実施主体が巡回診療の実績を記録し、求めに応じて都道府県に提出できる体制を確保する旨をあらかじめ都道府県に申し出た場合は、実施計画には巡回診療を行う「場所」ではなく「地区」単位で記載することで足りる。</u></p> <p><u>なお、ここでいう「地区」とは都道府県が、巡回診療の実施範囲を明確に把握できることが重要であり、具体的には「町」や「字」等を想定している。</u></p> <p>ウ 開設の目的及び維持の方法については開設の目的のみを記載させること。</p> <p>エ <u>移動診療施設を利用する場合は、敷地及び建物の状況にかえて、当該移動診療施設において診療の用に供するエックス線装置等を利用する場合に限り、その旨を記載させること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(三)・(四) (略)</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については次のとおりとすること。</p> <p>一 巡回診療が病院又は診療所の事業として行われるものでない場合。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) この場合医療法施行規則第一条に基づく開設の許可申請又は届出にあつては、次のとおりの取り扱いとすること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 開設の場所に代えて、<u>おおむね三箇月から六箇月までの期間毎に巡回診療を行なう場所並びに各場所毎の医師又は歯科医師である実施責任者の氏名及び診療を担当する医師又は歯科医師の氏名及び担当診療科目を記した実施計画を提出させること。</u></p> <p>ウ 開設の目的及び維持の方法については<u>診療報酬の徴収方法を併記</u>させること。</p> <p>エ <u>敷地及び建物の状況にかえて移動診療施設を利用する場合はその構造設備の概要を記載</u>させること。</p> <p>(略)</p> <p>(三)・(四) (略)</p>

(五) 医療法第八条第一項及び医療法施行令第四条第三項の規定に基づく医療法施行規則第四条第三号に規定する事項に関する届出は、行わなくて差し支えないこと。

(六)・(七) (略)

二 巡回診療が病院又は診療所の事業として当該病院又は診療所の所在する都道府県内で行なわれる場合

(一) 新たに診療所開設の手続を要しないものとするが、当該病院又は診療所から次に掲げる事項の提出を求めること。

これを変更したときも同様とすること。

ア・イ (略)

ウ 巡回診療を行なう場所(※)並びに場所(※)毎の医師又は歯科医師である実施責任者の氏名及び診療を担当する医師又は歯科医師の氏名(又はあらかじめ担当することが予期される医師又は歯科医師の氏名の一覧)及び担当診療科目を記した実施計画

※ 都道府県や病院又は診療所双方の事務負担軽減に資するため、実施主体が巡回診療の実績を記録し、求めに応じて都道府県に提出できる体制を確保する旨をあらかじめ都道府県に申し出た場合は、実施計画には巡回診療を行う「場所」ではなく「地区」単位で記載することで足りる。

なお、ここでいう「地区」とは都道府県が、巡回診療の実施範囲を明確に把握できることが重要であり、具体的には「町」や「字」等を想定している。

エ (略)

オ 巡回診療実施の目的

カ 移動診療施設において診療の用に供するエックス線装置等を利用する場合は、その旨

キ (略)

(二)～(四) (略)

三 (略)

(五) 医療法第八条及び医療法施行令第四条第三項の規定に基づく医療法施行規則第四条第三号の規定に基づく届出は、行わなくて差し支えないこと。

(六)・(七) (略)

二 巡回診療が病院又は診療所の事業として当該病院又は診療所の所在する都道府県内で行なわれる場合

(一) 新たに診療所開設の手続を要しないものとするが、当該病院又は診療所から次に掲げる事項の提出を求めること。

これを変更したときも同様とすること。

ア・イ (略)

ウ おおむね三箇月から六箇月までの期間毎に巡回診療を行なう場所並びに各場所毎の医師又は歯科医師である実施責任者の氏名及び診療を担当する医師又は歯科医師の氏名及び担当診療科目を記した実施計画

エ (略)

オ 巡回診療実施の目的及び維持の方法並びに診療報酬の徴収方法

カ 移動診療施設を利用する場合は、その構造設備の概要

キ (略)

(二)～(四) (略)

三 (略)

○ 医療機関外の場所で行う健康診断の取り扱いについて（平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 既存の病院又は診療所の事業として巡回健診を行う場合における医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)による場合、当該病院又は診療所から次に掲げる事項の提出を求めること。これを変更したときも同様とすること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>巡回健診を行う場所(※)及び場所(※)毎の医師又は歯科医師である実施責任者の氏名(又はあらかじめ担当することが予期される医師又は歯科医師の氏名の一覧)を記した実施計画</u></p> <p><u>※ 都道府県や病院又は診療所双方の事務負担軽減に資するため、実施主体が巡回健診の実績を記録し、求めに応じて都道府県に提出できる体制を確保する旨をあらかじめ都道府県に申し出た場合は、実施計画には巡回健診を行う「場所」ではなく、「地区」単位で記載することで足りる。</u></p> <p><u>なお、ここでいう「地区」とは都道府県が、巡回健診の実施範囲を明確に把握できることが重要であり、具体的には「町」や「字」等を想定している。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ 実施の目的</p> <p>カ <u>移動健診施設を利用する場合において診療の用に供するエックス線装置等を利用する場合は、その旨</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 <u>巡回健診が1(1)に該当しない場合には、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」(昭和37年6月20日付け医発第554号厚生省医務局長通知)の例により診療所開設の手続をとるものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 既存の病院又は診療所の事業として巡回健診を行う場合における医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)による場合、当該病院又は診療所から次に掲げる事項の提出を求めること。これを変更したときも同様とすること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>おおむね一か月から三か月までの期間ごとに巡回健診を行う場所及び各場所ごとの医師又は歯科医師である実施責任者の氏名を記した実施計画</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ 実施の目的、方法及び健康診断費用の徴収方法</p> <p>カ 移動健診施設を利用する場合は、その構造設備の概要</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 <u>巡回健診が1(1)に該当しない場合には、従来どおり巡回健診の実施場所ごとに診療所開設の手続をとるものとする。</u></p>